

大東京信用組合の現況

DAITOKYO SHINYOKUMIAI
DISCLOSURE 2007



皆様のコミュニティーバンクとして 地域社会とともに歩む金融機関です

目次

| | |
|-----------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 平成18年度の業績 | 2 |
| 預金・貸出金・組合員数の状況 | 2 |
| 不良債権の状況 | 2 |
| 収益の状況 | 3 |
| 自己資本比率の状況 | 3 |
| 経営理念・経営方針・総代会 | 4 |
| 倫理・法令遵守(コンプライアンス)態勢 | 5 |
| リスク管理態勢 | 7 |
| 監査法人トーマツの法定監査の結果 | 8 |
| 財務諸表の適正性、内部監査の有効性の確認書 | 8 |
| 地域密着型金融推進計画の進捗状況 | 9 |
| 地域貢献活動&トピックス | 10 |
| トピックス・主要な事業の内容 | 13 |
| 営業のご案内 | 14 |
| 大信のあゆみ・資料編 | 17 |
| 自己資本の充実の状況について | |
| 金融庁長官が別に定める事項 | 24 |
| 役員一覧・組織図 | 39 |
| 店舗配置・店舗一覧 | 40 |
| ディスクロージャー項目と掲載頁 | 41 |



八王子営業部



大東京信用組合本店

組合概要

| | |
|-------|--|
| 名称 | 大東京信用組合(略称・大信) |
| 理事長 | 中津川 正裕 |
| 所在地 | 東京都港区東新橋2-6-10 |
| 設立 | 1952年(昭和27年)9月6日 |
| 性格 | 地域信用組合 |
| 営業地区 | 東京都一円(離島を除く) |
| 営業時間 | 午前9時～午後4時(窓口) ATM:平日 午前8時～午後8時 (ただし、午後6時以降の通帳取引を除く) ※本店営業部、品川駅東口支店、十条支店、八王子営業部、中野山王出張所、三鷹支店、富士見台支店は午後9時までご利用いただけます。 |
| | 土・日 } 午前8時45分～午後5時 年末日 } (ただし、通帳取引を除く) |
| 事業内容 | 預金業務・融資業務 内国為替業務・外国為替業務(取次) 代理業務・国庫金収納、その他 (各種自動受取、自動支払など) |
| 組合員数 | 87,137名(前期末対比1,074名増) |
| 総資産 | 472,218百万円(前期末対比14,384百万円増) |
| 自己資本額 | 16,726百万円(自己資本比率7.04%) (組合員数以下は平成19年3月末現在) |

ホームページアドレス(URL) <http://www.daisin.co.jp/>



ごあいさつ

皆さまには、平素より大東京信用組合に対しまして格別のご愛顧を賜り、誠にありがたく厚くお礼申し上げます。

本年も「大信」に対するご理解を一層深めていただけますよう平成18年度版「大東京信用組合の現況」を作成いたしました。本誌では、当組合の経営方針、業績、事業内容等を正確にまた明瞭にお伝えできるよう心がけました。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

平成18年度の国内経済は、緩やかな回復基調が続いているとされるものの、特に地域経済の担い手であり信用組合の主要なお取引先である中小企業にとりましては、“実感の伴わない好景気”であったかと存じます。

金融面では、日銀が7月にゼロ金利政策を解除するなど政策面での転換が図られる一方、金融システムの局面が所謂“平時対応”へと移行する中で、業態を超えた金融機関の競争が促進されました。

このような状況下、おかげさまで平成18年度は前年度に引き続き、堅調な業容の拡大と併せ損益面でも大幅な改善が進み、順調な業績を示すことができました。これも偏に組合員、お取引先の皆さまの変わらぬご支援・ご指導の賜物と深く感謝申し上げます。

当組合は、本年9月をもって創立55周年を迎えますが、これを契機に創業の精神に立ち返り、名実共に「大東京」をネットワークする地域信用組合として、地域の皆さまとの共存共栄による発展を実現すべく役職員一同業務に取り組んでまいります。

これからも、皆さまとの「心・ふれあい」を通して「温もり」のあるおつきあいを大切にしつつ、経営の健全性確保と業績の向上に努め、皆さまのご期待にお応えしてまいります。ご存じます。

何とぞ、皆さまの旧に倍するご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成19年7月

理事長 中津川 正裕

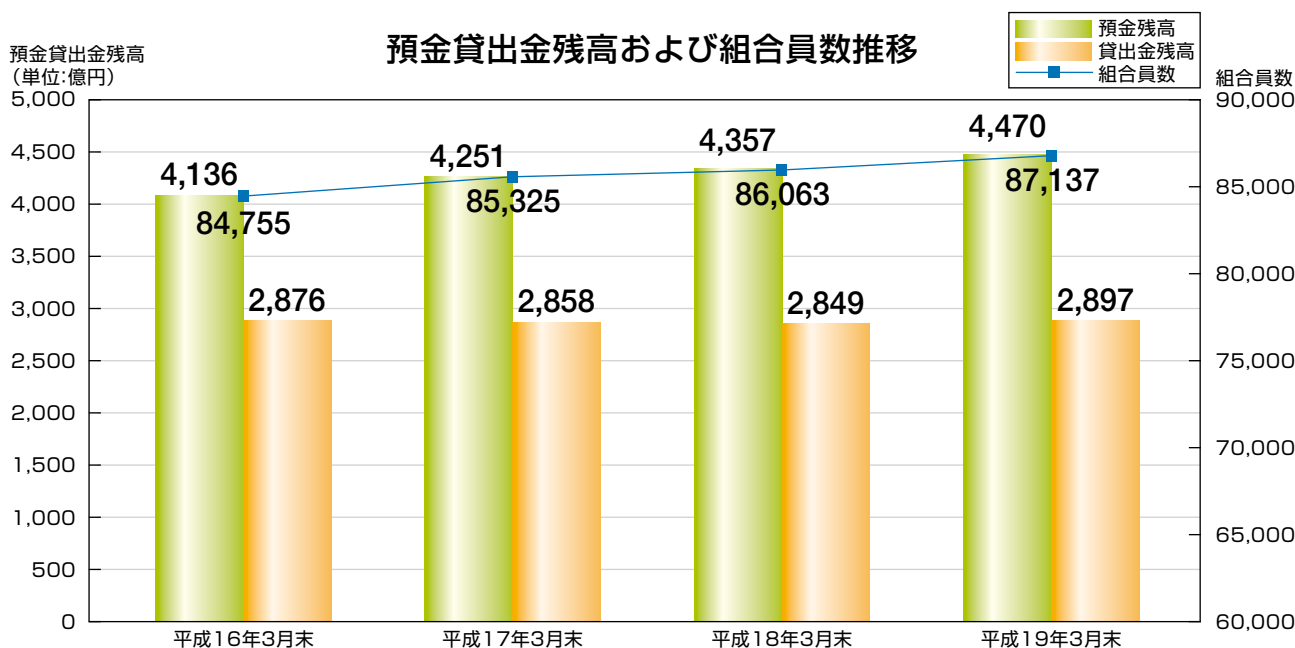
おかげ様で55周年！大信は強固な営業基

平成18年

預金・組合員数は順調に増加しました

預金残高は113億円増加し4,470億円となりました。また、貸出金は事業資金ニーズが低迷する中、住宅ローン等お客様ニーズに積極的にお応えした結果、48億円増加し2,897億円となりました。

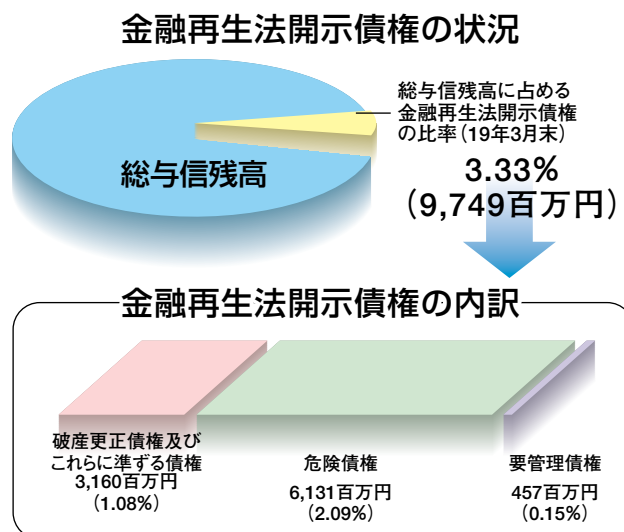
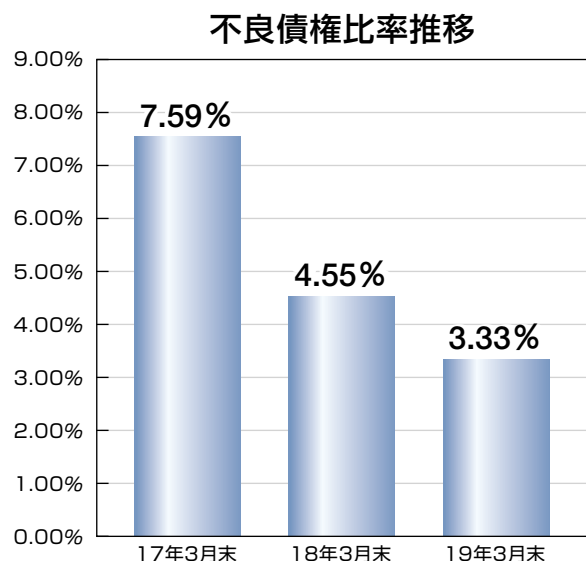
また、組合員数は前年度比1,074名増加し、個人、法人総数で87,137名となりました。



不良債権比率は3.33%に大幅改善し資産の健全化が着実に進んでいます

大信は不良債権の早期処理を経営の優先課題として、信用リスク管理の徹底と事業再生プロジェクトチームによる事業の再生支援に積極的に取り組んでまいりました。この結果、金融再生法開示債権は33億80百万円減少し97億49百万円となり、総与信残高に占める不良債権比率は1.22%改善し3.33%となりました。

(不良債権の詳細は資料編の35頁、36頁をご参照下さい。)

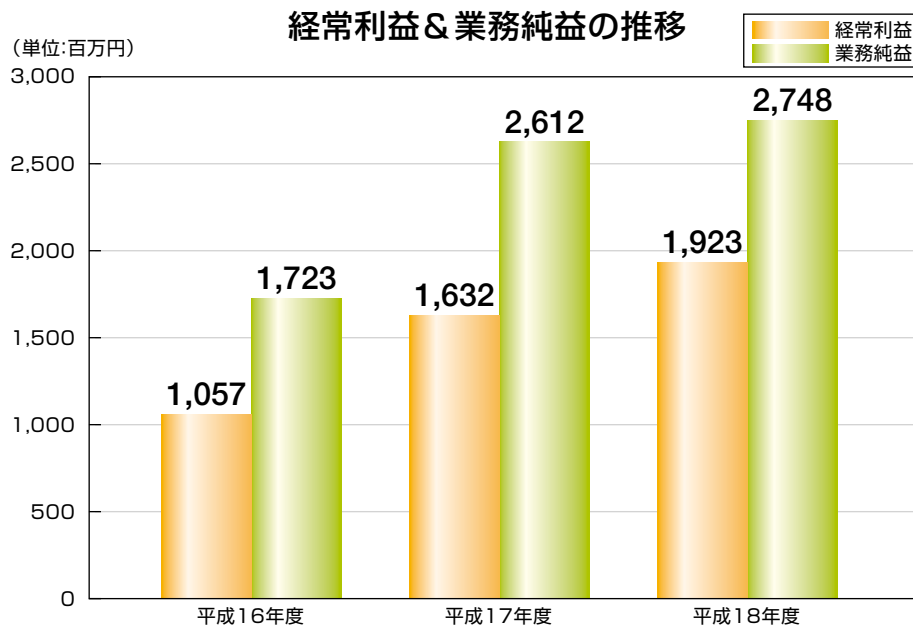


盤と健全性で信頼と安心にお応えします

度の業績

経常利益は前年度対比17.7%増加し収益体質の強化が順調に進んでいます

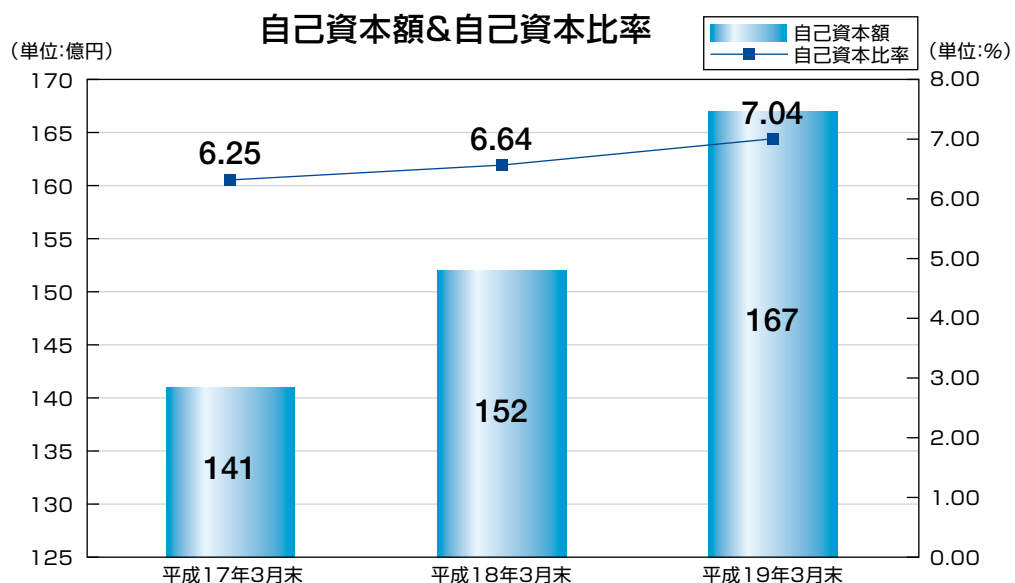
18年度を初年度とする新輝く未来計画(3カ年計画)の達成に向け、本業である預貸金業務に特化した事業展開に取り組むとともに経費の削減等経営の合理化に努めました結果、経常利益は2億90百万円増加し、19億23百万円を確保することができました。これは本業による収益を示すコア業務純益が24億84百万円と前期比27.3%の増益となったことによるものです。



自己資本比率は7.04%に向上しました

大信の自己資本額は14億円増加し、167億26百万円となりました。この結果、自己資本比率は、前期より0.40%改善し、7.04%になりました。健全な金融機関の指標とされる国内基準(4.0%)を余裕をもって上回るとともに、中核自己資本額(基本的項目Tier1)に占める税効果資本の割合も前期比2.89%低下し、8.43%と大幅に改善して財務の健全性は一層強化されました。

(自己資本比率は19年3月期から適用された新BIS基準(バーゼルII)に基づき算出しております。詳細は資料編23頁~27頁をご参照ください。)



経営理念

大東京信用組合は社会に奉仕します

大信は、社是とする「信条」に「大東京信用組合は社会に奉仕する」と謳っているとおり、一貫して「協同組織による地域金融機関として地域に密着し地域社会に奉仕すること」を経営理念としております。

組合員、お取引先の皆様との「心・ふれあい」の信頼関係を大切にして、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取組み、良質な金融サービスの提供と信用組合ならではの独自性の発揮に努め、コミュニティーバンクとして地域社会とともに歩む金融機関をめざしております。

「信条」

1. 大東京信用組合は社会に奉仕する
2. 顧客には信頼感を、己には責任感を
3. 他より常に一步前進
4. 和心協同職務に最善を尽くす
5. 礼儀正しく謙譲に

経営方針

健全経営に徹し、組合員・お取引先の皆様のご信頼とご負託にお応えします

1. 地域密着型金融推進計画に基づき、地域経済の活性化に努めるとともに健全性の確保と収益性の向上に努めます。
2. 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、高い企業倫理（エシックス）の確立と法令等遵守（コンプライアンス）態勢の充実に努めます。
3. 総合的なリスク管理の強化をはかり、自己資本の充実と自己資本比率の向上に努めます。
4. 厳正で透明度の高い経営内容の情報開示（ディスクロージャー）に努めます。
5. 「大信5つの特性」の実践をとおして、小口多数取引によりリスク分散を図りながら、基盤の拡充・強化に努めます。

「5つの特性」

1. 大信は、健全経営をモットーとして、お客さまと心のふれあうおつきあいをいたします。
2. 大信は、一度お約束したことは必ず守り、お客さまの信頼におこたえいたします。
3. 大信は、足をつかい、業務の範囲内でお客さまのために骨身をおしまず行動いたします。
4. 大信は、誰よりも地元を知り、お客さまのニーズを知るようにつとめ、皆さまとともに歩みます。
5. 大信は、正確・迅速な仕事を励行し、事情によって遅延を余儀なくされる場合にも、必ずその理由などを中間報告いたします。

総代会の機能と役割

信用組合は中小企業および勤労者等によって組織される協同組織金融機関で、組合員は一人1票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に参加することになります。

大信では組合員の総意を適正に反映し充実した審議を行うため、「総会」に代えて「総代会」を設けております。この総代会は組合員の中から地域別代表として、公正で適正な手続きによって選任された総代により運営されており、大信の経営に関する重要事項の議案を決議する最高意思決定機関です。

平成19年3月末現在の大信の組合員数は87,137名で、総代定数は110人以上150人以内、任期は3年で総代数は140人となっております。

また、当組合固有のものとして総代を補完する評議員の制度を昭和41年より導入し、経営に対する意見・助言を求めると共に、総代会における傍聴を制度化して、総代会の機能強化・活性化に努めております。なお、平成19年3月末現在の評議員定数は150名以内、任期3年で評議員数は134名となっております。

さらに、大信では平成12年からは年2回役員による総代・評議員への訪問を定例化し、総代会だけではなく、あらゆる行事、機会を利用し経営情報の開示ならびに組合員の意見の汲み上げに鋭意努めております。

倫理・法令等遵守(コンプライアンス)態勢

大信は、金融機関としての社会的使命と公共性を自覚し、役職員一人一人に法令や諸規程、社会的なルールを厳正に遵守するよう徹底を図っております。

地域社会から信頼される法令遵守企業としての「コンプライアンス宣言」をホームページ上で公表しております

日常の行動指針や遵守基準を示した「倫理綱領」と法令に係る手引書である「法令等遵守(コンプライアンス)マニュアル」を制定して、日々の行動に反映できるよう5つのスローガンにまとめた「法令等遵守に係わる基本方針」を全職員必携として配付し徹底を図っております。全店舗においては「コンプライアンスプログラム」を作成し、これの実践による職員意識の醸成と各種法令等(個人情報保護法・お客様への説明責任、偽造・変造カードや振り込め詐欺等)や相談・苦情等に対する態勢を構築し、お客様保護と問題発生への未然防止に努めております。

法令等遵守に係わる基本方針

- 大信は、地域協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、責任ある健全な業務運営を行います。
- 大信は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのないよう業務運営を行います。
- 大信は、正確な経営情報の積極的かつ適正な開示を通じて、組合員・顧客ならびに地域社会に対しコミュニケーションの充実を図り、透明性ある経営に徹します。
- 大信は、「信条」・「5つの特性」の実践を通じて、組合員・顧客のニーズに応え、各種金融サービスを提供することで、地域社会の発展に貢献します。
- 大信は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、これを排除します。

「お客様相談室」を設置してお客様からのご相談や苦情などには迅速にお応えできるような態勢整備に努めております

大信は、お取引の店舗窓口でご相談等をお受けするほか、本部にお客様とのホットラインの役目を担う「お客様相談室」(フリーダイヤル 0120-402-003)を設置してお客様からのご相談や苦情などに対応できる態勢を整え、安心してお取引いただけるようお客様との信頼関係強化に努めております。

「第1回利用者満足度調査」におけるご要望に対し具体的な改善をすすめております

平成18年1月に「利用者満足度調査」を実施し全店舗のお客様から多数のご回答をいただき、大信に対し予想を上回る高い評価を賜りましたが、一方で早期に改善すべき貴重なご意見もいただいております。特に「窓口待ち時間の短縮」につきましては、オープン出納機の導入や窓口順番受付機の設置により改善をすすめております。また、融資商品につきましても、新型住宅ローン「セレクト」商店街支援資金「商店街応援団」等、お客様のニーズに的確にお応えできる商品の開発をすすめております。

「本人確認法」に基づき適正な本人確認の徹底に努めております

犯罪や麻薬取引で得た収益をあたかも正常な取引で得た資金に見せかけるマネー・ローンダリングを防止し、テロ資金防止のため、平成15年1月6日から「金融機関等による顧客等の本人確認法等に関する法律」(本人確認法)が施行されました。大信においてもお取引の際には、ご本人の確認を行うため所定の公的証明書の提示をお願いしております。最近多発している「振り込め詐欺」に関しても大信では本人確認の徹底により被害の未然防止に努めており、お客様の大切なご預金を守る観点からも本人確認が欠かせないこととなっております。この本人確認の所定の公的証明書がない場合には、お取引ができない場合がありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お客さまへ与信取引や金融商品販売に関する説明の徹底に努めております

お客様との親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引や金融商品販売に関し、法令に則り、お取引先の知識、経験および財産の状況を踏まえた重要な事項のお取引先への説明態勢および苦情相談処理機能についての規程を制定し、説明態勢等に係るマニュアルに基づいて全職員に対し職場研修を実施しております。

特に、お客様保護の観点から十分な説明を行って商品内容を理解してもらうことおよび融資に係る手続きを進める過程において、他の金融商品を購入することが融資を行うこと条件である旨の明示又は示唆する行為を行わないことを周知徹底しております。

個人情報保護

「個人情報保護法」の主旨を踏まえお客様の情報管理の徹底に努めてまいります

大信では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守してお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めてまいります。

なお、大信の個人情報保護に関する考え方および基本方針として「個人情報保護宣言」を大信のインターネット上のホームページに常時掲載するほか大信の窓口等に掲示することにより公表しております。また、「個人情報保護宣言」の内容を適宜見直し改善してまいります。

1. 個人情報の利用目的について

大信は、個人情報保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供について

大信はお客様の個人データをあらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、以下の場合は除きます。

(1) 法令等により必要とされている場合

(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

3. 個人データの委託について

大信は、利用目的の範囲で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、委託先の適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検を行ってまいります。

4. 個人データの安全管理措置に関する方針について

大信では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため総括的な管理者として、個人データ管理責任者および各店舗に情報管理責任者を配置して、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理してまいります。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めてまいります。

5. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求について

(1) 開示のご請求

お客様から大信が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合は、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から大信が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合は、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から大信が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等をいたします。

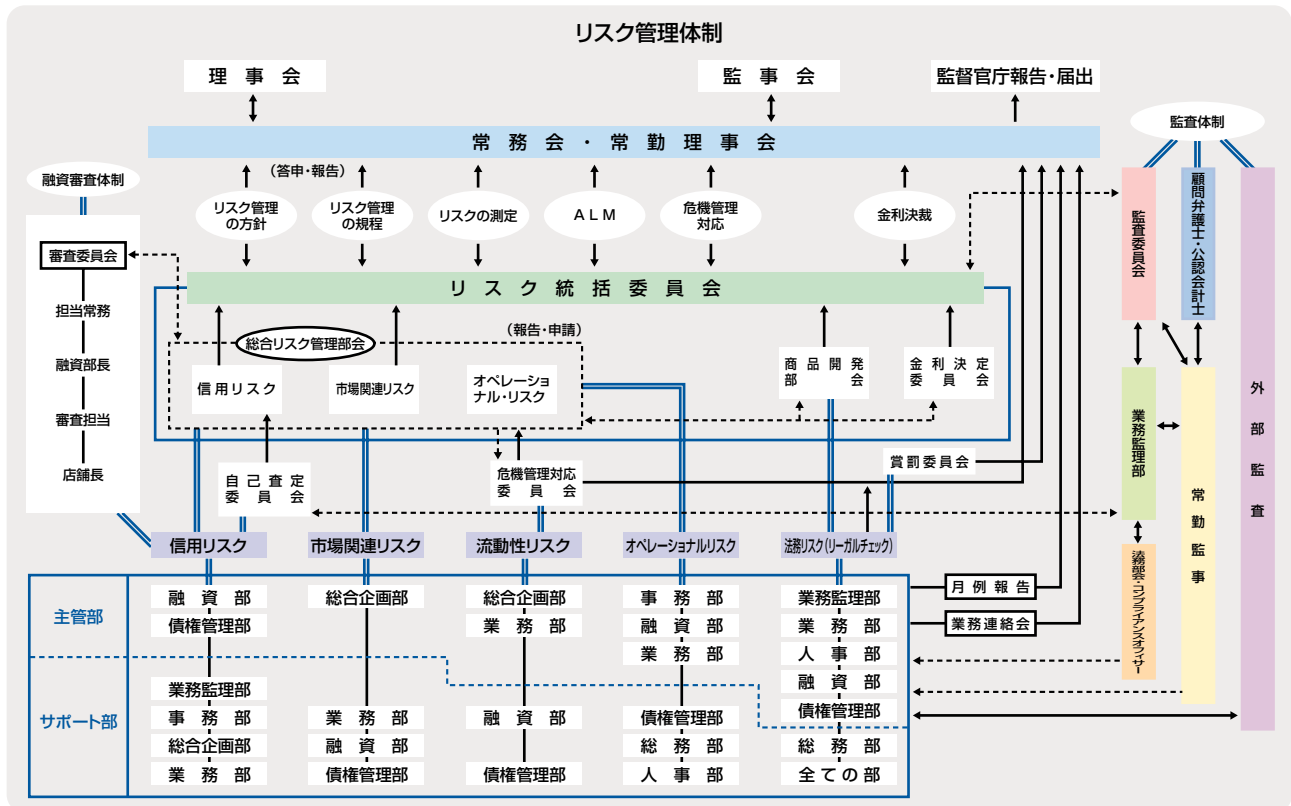
ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は大信の本支店窓口までお申し出ください。

詳細については、大信ホームページに掲載の個人情報保護宣言をご参照ください。また、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、「お客様相談室」（フリーダイヤル 0120-402-003）にお申し出ください。

大信のリスク管理態勢

大信では「リスク統括委員会」を設置し各種リスクの把握と分析結果を踏まえ、全てのリスクに対する基本姿勢と責任の所在を明確にし、リスク回避と収益の確保に努めております

本2007年度開示より、新BIS規制に基づき新しい算出方法により自己資本比率の他、リスク管理の定性的・定量的項目についても23頁～27頁に開示しております。



各種リスクの管理状況概要

| 管理状況概要 | | |
|-------------|--|--|
| 信用リスク | 貸出審査にあたっては、貸出先の経営状態を的確に把握し、「安全性」「公共性」など貸出の基本原則に則り常に貸出資産の健全化・良質化を図り、役職員の審査・管理能力の向上に努めています。一定額以上の貸出は、理事長を議長とする常勤理事全員による「審査委員会」で貸出の可否を合議制により決裁するシステムを採用しており、決裁の透明性とチェック機能を高めています。大信は小口多数取引を基本に、貸出集中を避けながら、中小零細企業・地域社会の発展につながる貸出に努めています。 | |
| 市場リスク | 市場リスクは金利リスク、価格変動リスク、為替変動リスクからなり、金利情勢や株式市況の変動要因を踏まえ、運用方針を四半期毎に見直し、流動性確保を最優先として慎重な運用を図り、効率的運用による収益確保に努めています。 | |
| 流動性リスク | 大信は、中・長期経営計画を踏まえた確かな資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に管理すると共に、緊急時の対応策等、様々なレベルの対応策を立て、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとっています。 | |
| オペレーショナルリスク | 事務リスク | 事務リスクの重要性に鑑み、事務指導役を配置し臨店指導の充実を図り、事務手続き・権限の厳正化、機械化・システム化や内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通して事務リスクの未然防止に努めています。また、業務監理部による抜き打ちの臨店監査のほか、部・店内検査を義務付けて事務処理状況の厳正なチェックを行い、事故の未然防止と事務レベルの向上を図っています。 |
| | システムリスク | 信用組合の共同事務センターである「信組情報サービス株式会社」(略称SKC)にオンラインシステムの運用を委託してリスクの軽減を図り、重要なデータファイルやプログラムは別に定める「情報管理取扱規則」によりバックアップデータを取得・管理して信頼性の向上に努めています。一方大信の情報資産に関して守るべき規範である「セキュリティポリシー」に個人情報保護法への対応を盛り込み「セキュリティスタンダードの諸基準」等に則りリスク管理を行い、情報の漏洩、不正使用の未然防止に厳しい姿勢で臨んでいます。 |
| | その他のリスク・法務リスク | 各種業務について、関係法令をはじめ規程等規範に照らし適正であるかを法務部門が厳正なリーガルチェックを行っております。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、人的リスク等や危機管理態勢等、全般的风险の把握と適正な管理に資するため整備に努めております。 |

新BIS規制については24頁の下段注釈をご参照下さい。

監査法人トーマツの法定監査の結果

大信の決算関係書類は適法であり、問題や指摘事項はありません

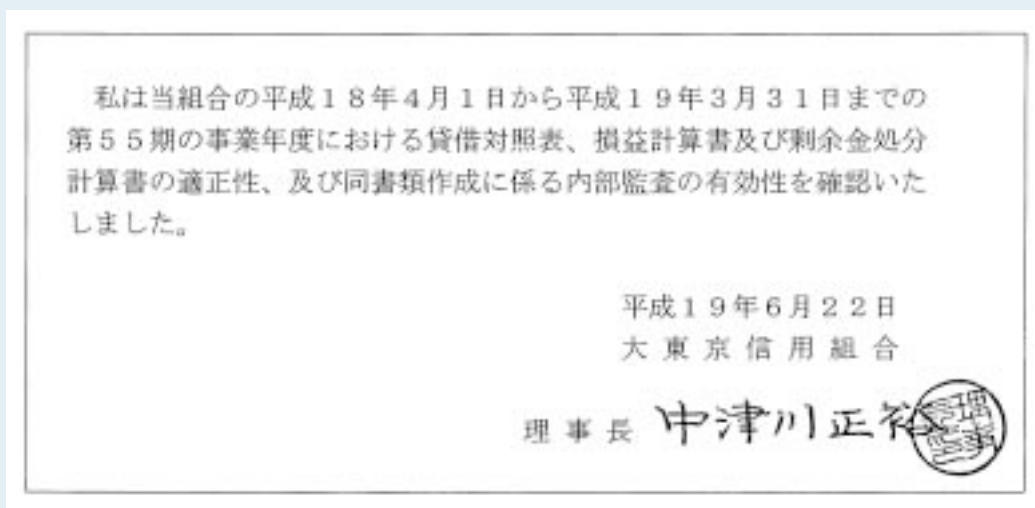
大信は預金総額が200億円以上等の「特定信用組合」に該当しますので監事の監査に加え、会計監査人による監査を受けることが法律により義務付けられております。平成10年度の決算から「監査法人トーマツ」による厳正な監査を受けております。

本謄本は大信の当期（第55期）の決算関係書類一式は適法であり問題や指摘事項はないとする、監査法人から提出された監査結果の報告書全文です。



財務諸表の正確性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

当組合では、独自に内部監査部門がその適正性・有効性についての確認方法を取り決め、それを確実に実施しております。



地域密着型金融推進計画の進捗状況 (平成17年4月～19年3月)

当組合は、これまで一貫して「協同組織による地域金融機関として、地域に密着し地域社会に貢献すること」を経営理念とし、組合員、お取引先の皆様との「心・ふれあい」の信頼関係を大切に、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に貢献する存在意義ある信用組合を目指しております。

この理念のもと、地域における信用組合としての使命を果たしていくため、平成17年度からの2年間を重点取組み期間とする「地域密着型金融推進計画」を掲げ、事業再生・中小企業金融の円滑化、地域の利用者の利便性の向上等、信用組合ならではの具体的な諸施策に取組んでまいりました。

お陰様でこの間組合員・お取引先の皆様の深いご理解と暖かいご支援・ご協力を賜りまして、次のとおり、所期の計画目標を概ね達成できましたことをご報告いたします。

また、当組合は現在18年度を初年度とする「新輝く未来計画-3ヵ年計画」の着実な達成を目指しておりますが、引き続き地域に密着した信用組合として評価をいただけるよう諸施策の更なる充実とレベルアップを経営課題として取組んでまいります。

なお、主な個別の取組み状況につきましては、別添の「個別の進捗状況」またはホームページをご覧ください。

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

創業・新規事業支援については、外部機関との連携等により、47件、347百万円の実績となり、事業再生に向けた取組みについても、お取引先のご理解の下、外部機関との連携やコンサルタント等専門家とのネットワークの活用により、12先の事業再生事案を具体化いたしました。

2. 経営力の強化

リスク管理態勢については、実効性を高めるため3つのリスク管理部会（信用、市場、事務・システム）を統合し「総合リスク管理部会」とし、レベルアップに取組みました。

組合員数については、多くの方にご理解いただき2年間で1,812名の増加となり、出資金も550百万円増加いたしました。また、ディスクロージャー誌の用語解説書として、「大信ディスクロージャーQ&A」を作成しましたが、今後も「分かり易さ」をキーワードとして取組んでまいります。

3. 地域の利用者の利便性向上

第1回CS調査におけるご意見ご要望への対応として、以下の取組みを実施しました。

- ①窓口対応（待ち時間の短縮）
- ②ATMコーナー（防犯設備の充実）
- ③預金商品（高金利商品の開発）
- ④融資商品（ニーズに適合した商品の開発）

【数値目標と実績】

| 項目 | 当初目標 | 修正目標 | 実績 |
|---------|----------|----------|----------|
| 自己資本比率 | 6.60% | 7.00%以上 | 7.04% |
| 不良債権比率 | 6.00%未満 | 4.50%未満 | 3.33% |
| 業 務 純 益 | 2,156百万円 | 2,760百万円 | 2,748百万円 |
| 組 合 員 数 | 86,300人 | 86,300人 | 87,137人 |

事業再生・中小企業の円滑化等に関する取組み実績

【事業再生向け商品の実績について】

| 取組み内容等 | 実績 |
|--|--|
| 平成16年3月に創設した5種類の事業再生向け商品を含む事業再生目的融資に取組んでいます。 | ○平成17年度取組実績 21件：5,094百万円 ○平成18年度取組実績 24件：5,180百万円 ○実績累計 167件：25,163百万円 |

【経営改善による債務者区分のランクアップ実績について】

| 取組み内容等 | 実績 |
|------------------------|---|
| 要注意先債権等の健全化に向けて取組みました。 | ○平成17年度ランクアップ実績：15先 ○平成18年度ランクアップ実績：7先 |

地域貢献活動 & トピックス

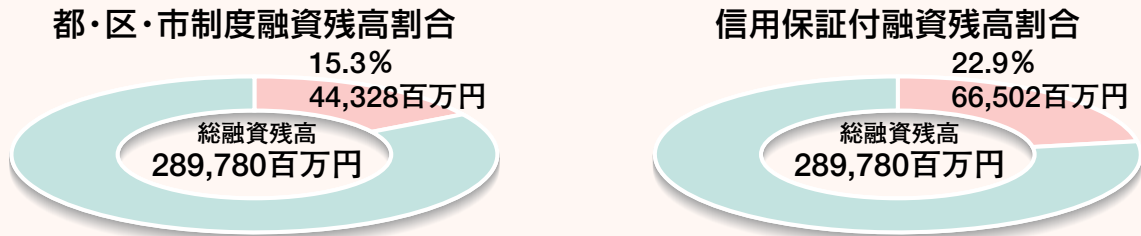
大信は社会に奉仕する —— 大信の地域貢献に対する経営姿勢

大信は、社是である「信条」の第1項に「大東京信用組合は社会に奉仕する」と掲げ、地域の発展に奉仕すべく、地域の中小・零細企業や住民の皆様との「心・ふれあい」を通してお客様（組合員）の事業の発展と生活の向上のために各種業務と金融サービスをご利用いただくことを基本方針としております。

また、協同組織金融機関の相互扶助の理念に基づき、常に地域社会の一員として、大信の人的・物的経営資源を活用していただき、地域社会の生活と文化の向上にお役に立てることを念願しております。

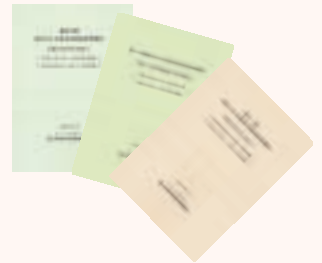
制度融資や保証付融資を通じて地元中小企業への支援と地域の活性化に貢献

大信は地域のお取引先の資金ニーズにお応えするため、都・区・市の中小企業向け制度融資と東京信用保証協会の保証付融資を積極的に推進しております。平成19年3月末日現在の都・区・市制度融資残高は44,328百万円で、総融資残高289,780百万円に占める割合は15.3%となっており、また信用保証付融資残高66,502百万円の総融資残高に占める割合は22.9%に達しており、都内信用組合のトップの実績を誇っております。



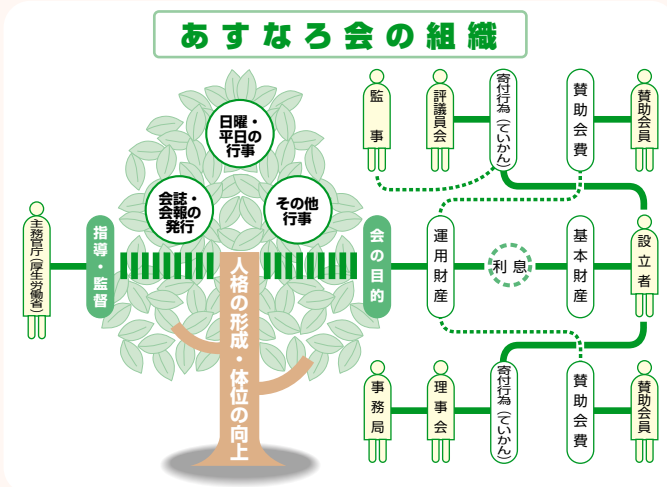
都内中小企業景況調査結果を26年間に亘り経営情報として提供

大信は、各店舗のお取引先のご協力を得て昭和56年から26年51回に亘り、毎年5月と11月の2回都内中小企業の景況調査を実施し、その結果を小冊子にまとめ経営参考資料として提供しております。調査対象先は従業員50人未満の企業を中心に、製造業、卸売業、小売業、サービス業、不動産業、建設業の6業種895社に達し、大信職員による聞き取り調査方式で実施しております。調査結果は都内23区と多摩地区に分け地域性を反映する形としております。



(財)あすなる会に対し44年間にわたり物心両面の支援を継続

大信は昭和37年に10周年の記念事業として「勤労青少年の育成と社会福祉の向上」を目的に財団法人あすなる会を設立しました。以来大信は社会・地域貢献活動の重要な柱と位置付けて、(財)あすなる会の活動に対して基金・賛助会費、寄付金等を拠出、同会事務所の提供、職員の派遣など、物心両面にわたり44年間支援を継続しております。(財)あすなる会の活動は、英会話教室、茶道教室等の教養教室のほか、ハイキング、祝成人・新年のつどい、あすなる祭等のイベント、さらに賛助会員の方々を対象とした中小企業経営環境研究会、大信と共催の合同時局講演会等多岐にわたり活発な活動を行っております。これらの活動の基盤は、大信と大信39店舗のお取引先1,000社を超える賛助会員のご協力によって支えられております。詳しくは、URL <http://www.asunarakai.org> をご覧下さい。



平成18年9月24日(社)日勤協主催「若ものつどい'06」作品展で会員4名が受賞



書道の部で社会経済生産性本部会長賞を受賞した小山 博史さん



書道の部で日本勤労青少年団体協議会名誉会長賞を受賞した内田 奈緒さん



平成18年9月10日あすなる祭にて茶道お点前を体験するホリディメーカー



平成19年1月14日祝成人・新年のつどいで来賓・役員と記念撮影する新成人の皆さん

講演会等の開催により情報の提供とお取引先との紐帯強化を実現

藤原正彦先生をお招きし第55回大信経済講演会を開催

大信経済講演会は、地域貢献、地域社会との連携強化活動の一環として、地域で事業を営むお取引先の方々に経済や経営に関する情報を提供することを目的として、昭和52年7月から各界で活躍している著名な先生を講師にお迎えして定期的に開催しております。平成19年2月16日本店で開催した第55回経済講演会では、数学者で「国家の品格」の著者であるお茶の水女子大学教授の藤原正彦先生に「日本のこれから、日本人のこれから」と題して講演をいただき、300名を超えるお客さまから大変好評を得ました。



ご講演の藤原 正彦先生

山口義行先生と櫻井よしこ先生による第5回合同時局講演会を開催



ご講演の山口 義行先生

平成18年11月15日、大信と(財)あすなる会の共催による第5回合同時局講演会を大手町J Aホールで開催しました。当日は350名を超えるお客さまが参加され、山口義行先生には「革新と創造の時代を生きる-企業経営者は何をすべきか-」、櫻井よしこ先生には「今、日本が直面する内外の課題」と題してご講演をいただき、両先生のそれぞれの立場から示唆に富む内容で大好評でした。



ご講演の櫻井 よしこ先生

だいしん経営研究会（しん研）第5回総会を開催

平成19年2月7日、「だいしん経営研究会」（会員130名）の第5回総会が八王子の京王プラザホテルで盛大に開催されました。

当日は総会議事終了後、政治評論家三宅久之氏を講師にお迎えして「激動する政局の動向」と題してユーモアを交えての講演をいただき、参加者は熱心に聴講され好評を得ました。続いて行われた新年懇親会では、会員の方々の一層の親睦が図られ、なごやかに異業種交流会が行われました。「しん研」は異業種交流による情報交換、青少年育成や社会貢献活動等を目的に多摩地域の企業経営者を中心とした組織で、研修会をはじめ、講演会など活発な活動を行っております。



ご講演の三宅 久之先生

第26回大信すえひろ観劇会「中村美律子特別公演」が大好評

平成18年12月8日、第26回大信すえひろ観劇会が明治座（昼の部借切り）で開催され、1,300名のお客さまがデビュー20周年を迎えた中村美律子の『おゆき』と『オンステージ』を楽しまれました。開演前に、中津川理事長から主催者を代表して、日頃のご愛顧に対するお礼のご挨拶と大信の業況報告等を行いました。幕間の「お楽しみ抽選会」では50名様に「特別すえひろ賞」が贈呈され、笑い声の絶えない大変楽しい会となりました。オンステージが最高潮になったところで、本店営業部のお取引先・加藤芳之輔様から中村美律子さんに花束贈呈が行われました。

大信すえひろ観劇会は、年金の受け取りを大信にご指定いただいているお客様の会で、年2～3回定例実施しております。



花束を贈呈する加藤 芳之輔様

各店舗は地元に着した「心・ふれあい」の地域貢献活動を積極的に展開

保谷支店

毎年7月地元商店街「商愛会」主催の愛染稲荷神社夏の例大祭に職員全員が山車を引き、神輿の担ぎ手として参加しております。



青山支店

毎年4月と10月に青山外苑前商店街振興組合主催による駅周辺の清掃活動に職員が参加し商店街の皆さんと地域の美化運動に取り組んでいます。



大塚支店

平成18年9月17日に地元天祖神社祭礼に地元3町会の神輿の担ぎ手として支店長以下男子職員が参加しました。



目黒支店

昭和49年から毎朝店舗裏の清水稲荷神社境内の清掃をしています。この活動で平成14年に社団法人日本善行会から表彰されました。



十条支店

北区と駅周辺の町会や自治会が一体となって行っている十条駅前周辺放置自転車の「クリーンキャンペーン」に支店職員が参加しております。



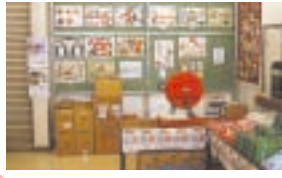
福生支店

平成18年8月3日から4日間、第56回福生七夕まつりが開催され、支店長以下全員が露天の手伝い等に協力参加しました。



高円寺支店

毎年2回のふれあいキャンペーンでロビー掲示板を開放し、趣味や愛好会の作品を展示しています。写真は「はがき絵」愛好会の作品展です。



吉祥寺支店

平成18年9月10日、恒例の「吉祥寺祭り」に地元五日市通り親交会の一員として男子職員全員が神輿の担ぎ手に参加しました。



亀戸支店

毎年春の恒例行事として20年以上に亘り地元第一大島小学校と大島新生幼稚園の「ご入学・ご入園おめでとう」写真展を支店ロビーで開催しております。



荏原町駅前支店

平成19年2月23日、地元荏原第5中学校の一年生が職場体験の一環として大信で金融の仕組みや業務内容、札勘等を体験しました。



押上支店

平成18年9月16日と17日に地元天祖神社祭礼に神輿の担ぎ手や露天の手伝いに支店長以下男子職員が参加しました。



富士見台支店

平成18年9月9日に地元本町通り商店街主催の第9回「花笠踊り」に全職員が参加し、軽快な音楽に合わせ商店街を練歩きました。



蒲田支店

平成18年8月5日と6日の蒲田八幡神社例大祭に蒲田4丁目町会の一員として職員が神輿担ぎに参加しました。



品川支店

毎週朝3回（月・水・金）当店前の道路（旧東海道）と裏通り（元なぎさ通り）他周辺の清掃活動を融資渉外課職員が行っております。



石川支店

平成19年1月4日から2月2日まで地元小宮小学校の書初めの作品を当店ロビーで「新春書初め展」として開催しました。



日暮里支店

毎年5月の元三島神社の例大祭に支店長以下男子職員が神輿の担ぎ手と模擬店の手伝いに参加しております。



経営者のための会計実務セミナー「明日の経営を創る ～会計を活かした体質強化の進め方～」を開催

大信は、地域の特性とお客様のニーズをふまえて、地域経済、お客様のご発展にお役に立てるよう様々な取組みをしております。

18年度は、昨年に引き続き経営者、経理実務担当者の方々を対象とした会計実務セミナー「明日の経営を創る～会計を活かした体質強化の進め方～」を、7会場500名を超える参加者のもと開催いたしました。本セミナーは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の中小企業支援活動と連携した、具体的実践的な内容であったことから、ご参加の方々には大変好評で継続実施の希望が多数寄せられております。

大信は、今後もお客様のご意見を承りながら、お役に立つ活動を実践してまいります。



企業会計実務セミナーの様相

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(二) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構（住宅金融公庫）、商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(チ) 保険商品（損害保険）の窓口販売

(a) 住宅ローン関連の長期火災保険

(b) 店舗併用住宅関連の長期火災保険

営業のご案内

ご預金

| 種 類 | 特 色 | 預 入 金 額 | 預 入 期 間 | |
|-------------------------------|---|--|-------------------------------|--|
| 総合口座 | 有利に増やして、便利に使える口座です。出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、いざという時の自動融資の3つが1冊の通帳にセットされ、自動融資は定期預金合計の90%、最高500万円までご利用できます。 | | | |
| 貯蓄預金 | 残高が基準残高以上の場合、普通預金より有利な金利で増やします。また必要な時にはいつでもお引き出しできます。I型とII型の2種類あります。 | I型基準残高 30万円 II型基準残高 10万円 | 出し入れ自由 | |
| 普通預金 | いつでも出し入れ自由で、おサイフ代わりにお使いいただけます。また公共料金などの自動支払いや各種カードの決済口座としてご利用できます。 | 1円以上 | 出し入れ自由 | |
| 無利息型普通預金 | 決済用預金の3条件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金です。平成17年4月以降も預金保険制度により全額保護されます。 | 1円以上 | 出し入れ自由 | |
| 当座預金 | 小切手や手形をご利用されるご預金で、代金決済に便利です。 | 1円以上 | 出し入れ自由 | |
| 納税準備預金 | 納税準備のためのご預金です。お利息も普通預金より高く、そのうえ無税ですから計画的な納税にピッタリです。 | 1円以上 | ご入金は自由 お引き出しは納税時 | |
| 通知預金 | まとまったおカネの短期間の運用に大変有利です。 | 10,000円以上 | 7日以上(お引き出しの2日前にご通知ください) | |
| 〈スーパー定期〉 自由金利型 定期預金(M型) | 多様な資金運用にお応えできるご預金で、短期間でも有利な運用ができ、しかも確定期利回りですから安心です。 | 1,000円以上 (1円単位) | 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年 2年・3年・4年・5年 | |
| 〈大口定期〉 自由金利型 定期預金 | 大口資金の運用に適した高利回りのご預金です。 | 1,000万円以上 (1円単位) | 1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年 2年・3年・4年・5年 | |
| 期日指定 定期預金 | 1年ごとの複利計算で有利に大きく増やします。1年経過後は1ヵ月以上前に期日を指定していただければ 自由に払い出しができる便利さを備えています。個人専用です。 | 1,000円以上 300万円未満 (1円単位) | 据置期間 1年 最長預入期間 3年 | |
| 変動金利 定期預金 | 金利は固定金利ではなく、金融情勢によって6ヵ月ごとに変わる定期預金です。 | 1,000円以上 (1円単位) | 1年・2年・3年 | |
| 据置期間後 解約自由定期預金 | 6ヵ月経過後に預入期間に応じた利率で自由に払い出しができる定期預金です。 | 1,000円以上 1,000万円未満 (1円単位) | 最長預入期間 5年 | |
| 定期積金 | ご結婚やご入学など、使途目的に合わせて、毎月一定額を無理なく積立てる、計画貯蓄に最適です。 | 月額 1,000円以上 (1,000円単位) | 積立期間 6ヵ月～5年 | |
| 譲渡性預金 (NCD) | 満期日前に譲渡することができるご預金で大口の余裕資金の運用に便利です。 | 5,000万円以上 | 2週間以上 2年以内 | |
| 財 産 形 成 預 金 | 一般預金 住宅預金 年金預金 | お勤め先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスからの天引きで、自動的にまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金・利息合計550万円まで非課税です。また住宅ローンもご利用いただけます。 | 1,000円以上 | 一般預金 …… 積立期間3年以上 住宅預金 } …… 積立期間5年以上 年金預金 } |

大信の「金融商品に係る勧誘方針」について

- 大信は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとしております。
1. 大信は、お客様の資金運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
 2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、大信は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
 3. 大信は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 4. 大信は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以上

ご融資〔個人ローン〕

| 種 類 | 特 色 | ご 融 資 額 | ご 融 資 期 間 |
|------------------------------|--|---|------------------|
| ライフローン | お使いみちはご自由で、ABDEFの5つのタイプがあります。事業資金は除きます。 | ABEタイプ300万円以内 Dタイプ500万円以内 Fタイプ1,000万円以内 | 7年以内 Fのみ10年以内 |
| ライフローン (ハッピー) | お使いみちはご自由です。(事業資金は除きます) | 200万円以内 | 7年以内 |
| サークルローン | お使いみちはご自由で、A～Cまで3つのタイプがあります。事業資金は除きます。(DHC会員に限ります) | 100万円以内 | 7年以内 |
| クリーン マイカーローン ² | 車のご購入にお使いください。 | 低公害車 5,000千円以内 一般車 3,000千円以内 | 7年以内 7年以内 |
| シルバーライフローン | 60歳以上70歳未満で大信に年金受給口座を有する方。 | 100万円以内 | 5年以内(隔月返済) |
| ニューカードローン | 必要なときに自由にお使いになれます。 | 30万型・50万型・100万型 | 64歳まで |
| 教育ローン(はばたき) | 入学金・授業料などのお支払いにご利用ください。 | 3,000万円以内 | 20年以内 |
| ホームローン (くつろぎ) | お住まいのご購入・新築・増改築などにご利用ください。 | 6,000万円以内 | 30年以内 |
| ホームローン (セレクト) | 固定・変動金利が一定期間ごとに選択できます。 | 6,000万円以内 | 35年以内 |
| リフォームローン Aタイプ | お住まいのリフォームにご利用ください。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| リフォームローン Bタイプ | お住まいのリフォームにご利用ください。 | 300万円以内 | 7年以内 |
| 提携住宅ローン | お住まいのご購入・新築・増改築費用のほか諸費用までご融資の対象となります。 | 6,000万円以内 | 35年以内 |
| 変動金利型貸付金 | お使いみちはご自由です。 | 1億円以内 | 25年以内 |
| 大型フリーローン | お使いみちはご自由です。 | 1億円以内 | 10年以内 |

ご融資〔事業ローン〕

| 種 類 | 特 色 | ご 融 資 額 | ご 融 資 期 間 |
|---------------|---|----------------------------|------------------------|
| 変動金利型 貸付金 | 事業資金にご利用ください。 | ご融資限度額は定めておりません。 | 設備資金25年以内 運転資金15年以内 |
| 商店街応援団 | 商店街会員向け事業資金です。 | 1,000万円以内 (運転資金500万円以内) | 設備資金7年以内 運転資金5年以内 |
| 事業者カード ローン | カードで事業資金のローンがご利用いただけます。A・Bの2つのタイプがあります。 | 1,000万円以内 | 1年もしくは 2年更新 |
| いきいき500 | 東京商工会議所会員向け事業資金です。 | 500万円以内 | 7年以内 |
| サポート500 | 八王子商工会議所会員向け事業資金です。 | 500万円以内 | 7年以内 |

ご融資〔事業再生資金〕

| 種 類 | 特 色 | ご 融 資 額 | ご 融 資 期 間 |
|-----------------------|---|---------------|--|
| 一般再生資金 『リニューアル』 | 事業再生に向けた運転資金・設備資金や財務キャッシュフロー改善のための資金です。 | 1億円以内(10万円単位) | 運転資金 20年以内、 設備資金は残存耐用年数以内 |
| 超長期事業資金 『スーパーロング』 | 建築資金などの設備資金や借り換え資金にご利用ください。 | 1億円以内(10万円単位) | 設備資金 50年以内(残存耐用 年数以内、借地権の残存年数以内) |
| 資本対策資金 『キャピタルプラス』 | 資本の充実を図るために必要な長期資金や経営基盤強化に必要な長期資金です。 | 1億円以内(10万円単位) | 15年以内 |
| 事業者二世代会社 『二世代会社』 | 事業を営まれている方の事業継承をするために必要な資金にご利用ください。 | 1億円以内(10万円単位) | 運転資金 15年以内、設備資金 は対象設備の残存耐用年数以内 |
| 賃貸ビル業肩代わり資金 『オーナー』 | 資産形成資金および他金融機関の肩代わり資金です。 | 5億円以内(10万円単位) | 運転資金 10年以内、設備資金 は対象設備の残存耐用年数以内 (最高50年以内) |

主な手数料一覧 (消費税込み)

振込手数料(窓口)

| 宛先 | 金額区分 | 手数料 | |
|-----------------|-----------|-----------|------|
| 当組合本支店・ 自店内宛 | 1万円未満 | 105円 | |
| | 1万円～3万円未満 | 210円 | |
| | 3万円以上 | 420円 | |
| 他 行 宛 | 電信扱い | 1万円未満 | 315円 |
| | | 1万円～3万円未満 | 525円 |
| | | 3万円以上 | 735円 |
| | 文書扱い | 1万円未満 | 210円 |
| | | 1万円～3万円未満 | 420円 |
| | | 3万円以上 | 630円 |

◎給与振込手数料は1件(他行宛)100円 当組合宛は無料

送金・代金取立手数料

| 種類 | 当組合本支店・ 自店内宛 | 他行宛 | 手数料 |
|------------------------|-----------------|---|--------|
| 送金手数料 | 1件につき | 電信扱い1件につき | 840円 |
| | 420円 | 普通扱い1件につき (送金小切手) | 630円 |
| 振込・送金 の組戻料 | 1件につき 210円 | 1件につき | 630円 |
| 代金取立手数料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 至急扱1通につき | 1,050円 |
| | | 普通扱1通につき | 945円 |
| 取立手形組戻料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 1通につき | 1,050円 |
| 依頼返却手数料 | 無料 | 1通につき | 1,050円 |
| 不渡手形返却料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 1通につき | 1,050円 |
| 取立手形 店頭呈示料 | 無料 | 1通につき | 1,050円 |
| | | ただし、1,000円を超える実費を 要する場合は、その実費を申し受けます | |

小切手・手形帳発行等手数料

| 内容 | 料金 | |
|---------------------------|--------------------|--------|
| ㊦口座開設 | 3,150円 | |
| ㊦手形用紙の発行(1枚) | 525円 | |
| 自己宛小切手の発行(1枚) | 525円 | |
| 手形帳発行(1冊) | 1,050円 | |
| 小切手帳発行(1冊) | 420円 | |
| 残高証明書発行(1通) | 315円 | |
| 取引履歴等証明書の発行(1件) | 5年未満 | 525円 |
| | 5年以上10年以下 | 1,050円 |
| | 10年超 | 2,100円 |
| 預金証書・通帳の再発行 (1枚あるいは1冊) | 1,050円 | |
| キャッシュカードの再発行(1枚) | 1,050円 | |
| 貸金庫手数料 | 7,980円～31,500円 | |
| 国債の口座管理手数料 | 無料 | |
| 会場使用料・株式等払込料 | 規定料金に消費税(5%)を加えた価格 | |

円貨両替手数料(窓口)

| ご希望の金種の合計枚数 | 料金 |
|-------------|-----------------------|
| 1枚～100枚 | (注)無料 |
| 101枚～300枚 | 210円 |
| 301枚～500枚 | 315円 |
| 501枚～1,000枚 | 420円 |
| 1,001枚～ | ※以降1,000枚毎に210円を加算します |

(注)一人1日1回100枚迄無料。ただし同日中の2回目以降の両替取引については有料となります。

(注)両替機による手数料は上記手数料と異なります。

個人データ開示手数料

| 内容 | 料金 | |
|-----------------------|-----------|--------|
| 基本料金(氏名・住所・生年月日・電話番号) | 1,050円 | |
| 追加1項目につき | 315円 | |
| 取引明細 | 5年未満 | 525円 |
| | 5年以上10年以下 | 1,050円 |
| | 10年超 | 2,100円 |

振込手数料(ATM)

| 種類 | 利用時間帯 | 金額区分 | 利用カード種類 | | | | 現金(※) | | | |
|-----------|----------------------|--------------------|----------------------|-----------|---------------|--------|----------------------|------|---------|------|
| | | | 当組合カード | | 提携金融機関 カード | | 当組合本 支店宛・ 自店内宛 | 他行宛 | | |
| 平日 | 8:00～8:45 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 利用できません | | | |
| | | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | | |
| | | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | | |
| | | *現金は8:45～ 15:00 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | |
| | | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | | |
| | | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | | |
| | 18:00～21:00 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 利用できません | | | |
| | | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | | |
| | | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | | |
| | | 土曜日 | 8:45～14:00 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 利用できません | |
| | | | *提携金融機関 カードは9:00～ | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 |
| | | | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | |
| 日曜日 祭日 | 8:45～17:00 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 利用できません | | | |
| | *提携金融機関 カードは9:00～ | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | | |
| | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | | | |
| 年末 | 8:45～17:00 | 1万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 利用できません | | | |
| | *提携金融機関 カードは9:00～ | 1万円～3万円未満 | 105円 | 210円 | 315円 | 420円 | 105円 | 210円 | | |
| | 3万円以上 | 315円 | 630円 | 945円 | 1,260円 | 315円 | 630円 | | | |

◎店舗・利用カードによって利用日・時間帯が異なります。(※)現金振込みが出来ない店舗もあります。
◎振り込み金額は当組合カードでは500千円まで、他金融機関カードは発行金融機関の限度額までご利用できます。

キャッシュカード利用手数料(お引出し/ご入金1回につき)

| 種類 | 利用時間帯 | カード種類 | | | | |
|-------------|-------------|----------|-------------------|-------------------|-----------|--------------------------|
| | | 当組合カード | 提携信用 組合 カード | 提携金 融機関 カード | 郵貯 カード | キャッシング (クレジット カード) |
| 平日 | 8:00～8:45 | 無料 | 210円 | 210円 | 210円 | 無料 |
| | 8:45～18:00 | | 無料(※) | 105円 | 105円 | 無料 |
| | 18:00～21:00 | | 210円 | 210円 | 210円 | 105円 |
| 土曜日 | 8:45～9:00 | 無料 | お取扱いきません | | | |
| | 9:00～14:00 | | 無料(※) | 105円 | 105円 | 無料 |
| | 14:00～17:00 | | 210円 | 210円 | 210円 | 105円 |
| 日祭日・ 年末日 | 8:45～9:00 | 日祭日 105円 | お取扱いきません | | | |
| | 9:00～17:00 | 年末日 無料 | 210円 | 210円 | 210円 | 105円 |

※一部信用組合は105円 ◎店舗・利用カードによって利用日・時間帯が異なります。
◎1日あたりのお引出しは500千円まで(他金融機関カードは発行金融機関の限度額まで)、
ご入金は1回990千円(入金枚数99枚)までご利用できます。

融資関係手数料

| 内容 | 料金 |
|--|-------------------------------|
| 不動産担保事務取扱い | |
| 1. 新規設定(1件) | 東京都内 31,500円 東京都以外 52,500円 |
| 2. 極度増額・追加担保・担保差替(1件) | 10,500円 |
| 3. 不動産担保抹消手数料((根)抵当権1件につき) | 5,250円 |
| ※抹消同行の場合は都内10,500円左記以外21,000円(上記手数料含む) | |
| 各種ローン事務取扱い | |
| 証書貸付(返済期間5年超)・ホームローン繰上げ返済 | |
| 1. 全額繰上げ返済 | |
| (1) ご融資後3年以内 | 21,000円 |
| (2) // 3年超5年以内 | 10,500円 |
| (3) // 5年超 | 5,250円 |
| 2. 一部繰上げ返済及びそれに伴う返済方法の変更 | 5,250円 |
| 3. 固定・変動金利選択型融資の固定金利選択手数料 | 5,250円 |
| 新規融資事務用紙代一式 | 210円 |
| 返済予定表再発行手数料 | 525円 |
| ローンカード発行手数料 | 1,050円 |
| 支払利息証明書発行手数料 | 210円 |

1952
昭和27年

- 8. 東京畜産信用協同組合(食肉業者を組合員とする業域信用組合)を港区芝高浜町に設立・同登記完了

1955
昭和30年

- 9. 業務開始
- 8. 日東信用組合吸収合併、これを機に都内一円(除く離島)を営業区域とし、中小企業者ならびに勤労者を取引対象とする地域信用組合に転換

1959

- 10. 大東京信用組合と改称

1962

- 9. 創立10周年、「財団法人あすなる会」を創設

1970

- 4. 窓口営業時間を、平日は午後7時まで、土曜日は午後3時まで延長

1972

- 11. 創立20周年記念事業として新本店を港区東新橋2丁目に建設・移転

1973

- 9. 第一次オンライン開始

1975

- 2. 初代理事長森下長平の逝去により関水誠が第2代理事長に就任

1983

- 2. 新オンラインシステム完成
- 3. ATM(現金自動預払機)を稼働

1992
平成4年

- 4. 日本銀行歳入復代理店として事務取扱を開始
- 5. 関水理事長、全国信用協同組合連合会理事長に就任
- 9. 「障害者雇用優良事業所」として労働大臣表彰受賞

1994
平成6年

- 3. 国債の窓販業務、大蔵大臣の認可を受ける。
- 3. 全24店舗が日本銀行歳入復代理店の認可を受ける
- 5. 関水理事長、全国信用協同組合連合会理事長に再任

1995
平成7年

- 5. 第43回通常総代会で会長制導入、関水会長・平井理事長体制スタート

1997
平成9年

- 4. 「夜7時まで」の営業時間を午後4時までに変更
- 5. オンラインシステムを自営からSKCへ移行完了
- 5. 関水前理事長「勲4等」に叙せられ「旭日小綬章」受賞の栄に浴される

1998
平成10年

- 5. 品川信用組合と事業譲渡契約を締結
- 6. 第46回通常総代会で品川信用組合の事業譲受けが承認される。平井会長・石井理事長新体制スタート

2000
平成12年

- 11. 品川信用組合の事業譲受け完了(6店舗譲受け)
- 6. 振興信用組合と事業譲渡契約を締結
- 6. 第48回通常総代会で振興信用組合の事業譲受けが承認される

2001
平成13年

- 2. 大井町駅前支店を大井支店に名称変更し、旧大井支店を東大井出張所として大井支店に統合、荏原支店を平塚橋出張所として戸越支店に統合
- 5. 振興信用組合の事業譲受けを完了(6店舗譲受け)

2002
平成14年

- 6. 石井理事長が関東信用組合健康保険組合の理事長に就任
- 2. 三栄信用組合ならびに第三信用組合と事業譲渡契約を締結
- 4. 臨時総代会にて三栄・第三信用組合の事業譲受けが承認される

2003
平成15年

- 5. 三栄信用組合の事業譲受け完了(7店舗譲受け)
- 7. 第三信用組合の事業譲受け完了(1店舗譲受け)
- 10. 飯倉支店を青山支店に統合、上北台支店を上北台出張所として東大和支店に統合、南品川出張所と平塚橋出張所を無人出張所(ATMコーナー)に変更

2003
平成15年

- 11. (財)あすなる会と共催で第一回合同時局講演会を開催
- 3. 多摩地域の取引先を対象にした異業種交流会「だいしん経営研究会」が発足

2005
平成17年

- 12. 田町駅前支店、芝税務署近くの矢花ビルへ移転
- 3. 京浜蒲田出張所を無人出張所(ATMコーナー)に変更
- 3. 府中支店新築開店

2006
平成18年

- 7. 大塚支店、折戸通り商店街中程に移転
- 6. 中津川理事長新体制スタート
- 11. 石井前理事長「黄綬褒章」受章の栄に浴される

| | |
|-----------------------------|-------|
| 貸借対照表 | 18 |
| 損益計算書 | 19 |
| 重要な会計方針及び注記事項 | 20~21 |
| 剰余金処分計算書 | 22 |
| 主要な経営指標の推移 | |
| 業務純益 | |
| 自己資本の状況 | 23 |
| 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | 24 |
| 定性的開示事項 | |
| 定量的開示事項 | 25 |
| 受取利息及び支払利息の増減 | 28 |
| 粗利益 | |
| 組合員数・普通出資金の推移 | |
| 普通出資配当 | |
| 資金運用・資金調達勘定の平均残高等 | 29 |
| 役務取引の状況 | |
| その他業務収益の内訳 | |
| 有価証券、金銭の信託等の取得原価 | |
| 時価、貸借対照表価額及び評価損益 | 30 |
| 経費の内訳 | |
| 総資産利益率 | 31 |
| 総資金利鞘等 | |
| 職員1人当たり及び1店舗当たり預金・貸出金残高 | |
| 預貸率・預証率 | |
| 預金種目別平均残高 | 32 |
| 預金科目別残高・員外預金比率 | |
| 預金者別預金残高 | |
| 金利区分別定期預金残高 | |
| 貸出金種類別平均残高 | 33 |
| 貸出金使途別残高 | |
| 貸出金担保別残高・員外貸出比率 | |
| 債務保証見返額 | |
| 金利区分別貸出金残高 | |
| 貸出金業種別残高・構成比 | 34 |
| リスク管理債権及び同債権に対する保全額 | 35 |
| 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 | 36 |
| 貸倒引当金の内訳 | 37 |
| 貸出金償却額 | |
| 財形貯蓄残高 | |
| 有価証券種類別平均残高 | |
| 有価証券残存期間別残高 | |
| 代理貸付残高の内訳 | 38 |
| 消費者ローン・住宅ローン残高 | |
| 内国為替取扱実績 | |
| 公共債引受額 | |
| 公共債窓販実績 | |
| 外国為替取扱実績(取次) | |

(注)本資料に記載している数値は原則として下記のとおりであります。

- 金額 単位未満を切り捨てて表示しているため、掲載金額の合計と表中の合計値とは一致しない場合があります。
- 諸利回り 諸比率 小数点第3位以下を切り捨てて、第2位までを表示しております。
- 構成比 小数点第2位を四捨五入して第1位までを表示しております。合計は原則として100%となります。
- ・0の取扱い -は不存在(ゼロ・無)を表し、0は単位未満の数値であることを表示しております。

貸借対照表

(単位:千円)

| 科 目 | 平成17年度末 金 額 | 平成18年度末 金 額 | 科 目 | 平成17年度末 金 額 | 平成18年度末 金 額 |
|-------------|----------------|---------------------|--------------|----------------|--------------------|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金 | 6,255,115 | 5,585,953 | 預金積金 | 435,708,844 | 447,098,597 |
| 預け金 | 103,236,362 | 114,206,646 | 当座預金 | 7,439,976 | 8,024,540 |
| 買入金銭債権 | — | 15,000 | 普通預金 | 128,818,172 | 129,547,351 |
| 有価証券 | 45,381,968 | 45,098,708 | 貯蓄預金 | 2,471,765 | 2,690,516 |
| 国債 | 19,999,987 | 19,995,450 | 通知預金 | 690,037 | 1,227,568 |
| 地方債 | 10,673,384 | 8,483,143 | 定期預金 | 256,522,563 | 267,370,969 |
| 社債 | 10,192,730 | 12,815,192 | 定期積金 | 37,881,070 | 36,913,183 |
| 株式 | 656,279 | 446,653 | その他の預金 | 1,885,258 | 1,324,466 |
| その他の証券 | 3,859,586 | 3,358,268 | 借入金 | 1,540,000 | 1,540,000 |
| 貸出金 | 284,907,951 | 289,780,979 | 借入金 | 1,540,000 | 1,540,000 |
| 割引手形 | 4,302,171 | 4,673,523 | その他負債 | 1,477,744 | 3,584,578 |
| 手形貸付 | 17,260,072 | 18,940,160 | 未決済為替借 | 55,104 | 78,138 |
| 証書貸付 | 258,653,506 | 262,115,268 | 未払費用 | 383,472 | 705,529 |
| 当座貸越 | 4,692,202 | 4,052,027 | 給付補てん備金 | 56,105 | 50,982 |
| その他資産 | 2,678,802 | 3,050,182 | 未払法人税等 | 32,542 | 35,102 |
| 未決済為替貸 | 50,318 | 50,015 | 前受収益 | 297,412 | 281,954 |
| 全信組連出資金 | 1,544,500 | 1,544,500 | 払戻未済金 | 137,219 | 134,102 |
| 商工中金出資金 | 166,000 | 200,000 | 職員預り金 | 205,669 | 202,200 |
| 前払費用 | 42,970 | 52,030 | 仮受金 | 163,674 | 1,951,476 |
| 未収収益 | 748,751 | 783,531 | その他の負債 | 146,545 | 145,092 |
| 仮払金 | 114,793 | 71,051 | 退職給付引当金 | 1,171,987 | 1,229,084 |
| その他の資産 | 11,469 | 349,052 | 役員退職慰労引当金 | 272,299 | 191,718 |
| 有形固定資産 | — | 10,071,792 | 再評価に係る繰延税金負債 | 160,664 | 160,664 |
| 建物 | — | 1,975,496 | 債務保証 | 2,814,104 | 2,376,290 |
| 土地 | — | 7,462,715 | 負債の部合計 | 443,145,645 | 456,180,934 |
| その他の有形固定資産 | — | 633,581 | (純資産の部) | | |
| 無形固定資産 | — | 1,722,497 | 出資金 | 8,235,527 | 8,521,468 |
| ソフトウェア | — | 13,468 | 普通出資金 | 7,185,527 | 7,471,468 |
| 借地権 | — | 1,682,178 | 優先出資金 | 1,050,000 | 1,050,000 |
| その他の無形固定資産 | — | 26,851 | 資本剰余金 | 1,050,000 | 1,050,000 |
| (動産不動産) | (12,161,369) | (11,794,290) | 資本準備金 | 1,050,000 | 1,050,000 |
| 繰延税金資産 | 1,498,856 | 1,249,628 | 利益剰余金 | 4,154,176 | 5,483,571 |
| 債務保証見返 | 2,814,104 | 2,376,290 | 利益準備金 | 1,543,000 | 1,697,000 |
| 貸倒引当金 | △1,100,494 | △939,005 | その他利益剰余金 | 2,611,176 | 3,786,571 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 859,821) | (△ 703,287) | 特別積立金 | 1,080,000 | 1,780,000 |
| | | | (経営基盤強化積立金) | (730,000) | (1,130,000) |
| | | | (優先出資消却積立金) | (350,000) | (650,000) |
| | | | 当期末処分剰余金 | 1,531,176 | 2,006,571 |
| | | | 組合員勘定合計 | 13,439,703 | 15,055,039 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 896,210 | 630,225 |
| | | | 土地再評価差額金 | 352,476 | 352,476 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 1,248,687 | 982,702 |
| | | | 純資産の部合計 | 14,688,391 | 16,037,741 |
| 資産の部合計 | 457,834,036 | 472,218,675 | 負債及び純資産の部合計 | 457,834,036 | 472,218,675 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。なお 20頁・21頁の注記についても表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(注) 改正会社法の施行に伴い一部勘定科目が新設・変更されております。

(注) 平成18年度末は、新設された「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額を従来の「動産不動産」で表示しております。

損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 平成17年度 金 額 | 平成18年度 金 額 | 科 目 | 平成17年度 金 額 | 平成18年度 金 額 |
|------------|---------------|-------------------|--------------|---------------|------------------|
| 経常収益 | 10,851,932 | 11,404,959 | 特別利益 | 116,946 | 6,425 |
| 資金運用収益 | 9,687,850 | 10,481,191 | 償却債権取立益 | 61,404 | 5,140 |
| 貸出金利息 | 8,740,002 | 9,338,121 | その他の特別利益 | 55,541 | 1,284 |
| 預け金利息 | 578,933 | 825,069 | 特別損失 | 112,226 | 7,255 |
| 有価証券利息配当金 | 302,152 | 251,240 | 固定資産処分損 | 7,953 | 5,608 |
| その他の受入利息 | 66,762 | 66,761 | 減損損失 | 101,002 | - |
| 役務取引等収益 | 460,152 | 442,890 | その他の特別損失 | 3,271 | 1,646 |
| 受入為替手数料 | 253,781 | 246,574 | 税引前当期純利益 | 1,637,655 | 1,922,277 |
| その他の役務収益 | 206,371 | 196,315 | 法人税・住民税及び事業税 | 20,000 | 20,000 |
| その他業務収益 | 646,630 | 279,848 | 法人税等調整額 | 474,466 | 370,468 |
| 国債等債券売却益 | 577,709 | 260,561 | 当期純利益 | 1,143,188 | 1,531,809 |
| その他の業務収益 | 68,921 | 19,287 | 前期繰越金 | 387,988 | 474,761 |
| その他経常収益 | 57,298 | 201,029 | 当期未処分剰余金 | 1,531,176 | 2,006,571 |
| 株式等売却益 | 18,619 | 135,395 | | | |
| その他の経常収益 | 38,679 | 65,634 | | | |
| 経常費用 | 9,218,997 | 9,481,851 | | | |
| 資金調達費用 | 462,989 | 806,442 | | | |
| 預金利息 | 399,201 | 742,863 | | | |
| 給付補てん備金繰入額 | 32,099 | 29,898 | | | |
| 借用金利息 | 30,704 | 32,635 | | | |
| その他の支払利息 | 982 | 1,045 | | | |
| 役務取引等費用 | 372,917 | 333,481 | | | |
| 支払為替手数料 | 87,560 | 88,774 | | | |
| その他の役務費用 | 285,356 | 244,707 | | | |
| その他業務費用 | 22,561 | 1,862 | | | |
| 国債等債券売却損 | 22,284 | 1,476 | | | |
| その他の業務費用 | 276 | 385 | | | |
| 経費 | 7,846,288 | 7,775,946 | | | |
| 人件費 | 5,411,967 | 5,376,115 | | | |
| 物件費 | 2,297,168 | 2,266,842 | | | |
| 税金 | 137,153 | 132,988 | | | |
| その他経常費用 | 514,240 | 564,118 | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 402,391 | 455,642 | | | |
| 貸出金償却 | 99,744 | 24,904 | | | |
| その他の経常費用 | 12,104 | 83,571 | | | |
| 経常利益 | 1,632,935 | 1,923,107 | | | |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 197円78銭

重要な会計方針及び注記事項

● 貸借対照表関係

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては主として当期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法による償却原価法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
2. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法は公示価格を基準として計上しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は392百万円であります。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| 建物 | 3年~47年 | その他の有形固定資産 | 2年~20年 |
|----|--------|------------|--------|
|----|--------|------------|--------|

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破産、特別清算等は、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分償却)しており、その金額は5,411百万円であります。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異4,246百万円は、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌日から費用処理することとしております。

(退職給付制度の概要)

確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(退職給付債務に関する事項)

(単位:百万円)

| | |
|----------------|---------|
| 退職給付債務 | △ 5,251 |
| 年金資産 | 1,544 |
| 未積立退職給付債務 | △ 3,707 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 2,264 |
| 未認識数理計算上の差異 | 213 |
| 退職給付引当金 | △ 1,229 |

(退職給付債務等の計算の基礎に関する事項)

| | | | |
|-----|------|---------|------|
| 割引率 | 2.0% | 期待運用収益率 | 5.0% |
|-----|------|---------|------|

7. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
9. 貸出金のうち、破綻先債権額は962百万円、延滞債権額は8,251百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
10. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は42百万円あります。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は414百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
12. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,671百万円あります。なお、9から12に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であり、かつ9及び12に掲げた債権額は部分償却後の金額であります。
13. 有形固定資産の減価償却累計額 4,117百万円
14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として、営業用電話設備があります。リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
15. 出資1口当たりの純資産額 1,857円31銭
16. 公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引、支援基金取引等のために預け金12,908百万円を担保として提供しております。
17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち益 | うち損 |
|------|----------|--------|-------|-----|-----|
| 国債 | 19,995 | 19,995 | 0 | 1 | 1 |
| 地方債 | 8,481 | 8,369 | △ 111 | - | 111 |
| 社債 | 12,218 | 12,161 | △ 57 | 15 | 72 |
| 外国債券 | 900 | 901 | 1 | 1 | - |
| 合計 | 41,595 | 41,427 | △ 167 | 17 | 185 |

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

| | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
|-----|-------|----------|------|-----|-----|
| 株式 | 265 | 423 | 158 | 161 | 3 |
| 債券 | 601 | 598 | △ 3 | - | 3 |
| 地方債 | 1 | 1 | △ 0 | - | 0 |
| 社債 | 600 | 596 | △ 3 | - | 3 |
| その他 | 1,695 | 2,458 | 762 | 762 | - |
| 合計 | 2,562 | 3,480 | 917 | 924 | 7 |

なお、上記の評価差額から繰延税金負債287百万円を差し引いた金額630百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|--------|-----|-----|
| 11,707 | 395 | 1 |

20. 時価のない有価証券の内容と貸借対照表計上額は次のとおりであります。

その他有価証券

(単位:百万円)

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 非上場株式 | | | 22 | |
|------|--------|---------|----------|------|--|
| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | |
| 債券 | 22,413 | 19,778 | 1 | - | |
| 国債 | 19,995 | - | - | - | |
| 地方債 | - | 8,481 | 1 | - | |
| 社債 | 1,518 | 11,296 | - | - | |
| 外国債券 | 900 | - | - | - | |
| その他 | - | 382 | - | - | |
| 合計 | 22,413 | 20,160 | 1 | - | |

22. 借入金1,540百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

| | | | |
|------------|---------|-------------|---------|
| 繰延税金資産 | | 繰延税金負債 | |
| 有価証券 | 561 | 貸出金 | 870 |
| 貸出金等 | 765 | その他有価証券評価差額 | 287 |
| 貸倒引当金 | 1,914 | 土地再評価差額金 | 160 |
| 固定資産 | 105 | その他 | 2 |
| 退職給付引当金 | 379 | 繰延税金負債合計 | 1,321 |
| 繰越欠損金 | 364 | 繰延税金資産との相殺 | △ 1,160 |
| その他 | 92 | 繰延税金負債の純額 | 160 |
| 繰延税金資産小計 | 4,184 | | |
| 評価性引当額 | 1,774 | | |
| 繰延税金資産合計 | 2,410 | | |
| 繰延税金負債との相殺 | △ 1,160 | | |
| 繰延税金資産の純額 | 1,249 | | |

24. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示方法を変更しております。

- 前期までの「資本の部」は当期より「純資産の部」とし、「組合員勘定」及び「評価・換算差額等」に区分のうえ表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、16,037百万円であります。
- 前期までの「利益剰余金」に内訳表示していた「特別積立金」及び「当期末処分剰余金」は、当期より「その他利益剰余金」の「特別積立金」及び「当期末処分剰余金」として表示しております。
- 前期までの「株式等評価差額金」は当期より「その他有価証券評価差額金」に、前期までの「負債及び組合員勘定」は当期より「負債及び純資産合計」として表示しております。
- 前期までの「動産不動産」とその内訳項目である「事業用動産」、「事業用不動産」及び「保証金その他」は、当期より「有形固定資産」とその内訳科目である「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」並びに「無形固定資産」とその内訳科目である「ソフトウェア」、「借地権」及び「その他の無形固定資産」として表示しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

| 科 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|---------------|----------------------|
| | 金 額 | 金 額 |
| 当期末処分剰余金 | 1,531,176,635 | 2,006,571,090 |
| 前期繰越金 | 387,988,304 | 474,761,416 |
| 当期純利益 | 1,143,188,331 | 1,531,809,674 |
| 剰余金処分額 | 1,056,415,219 | 1,546,396,208 |
| 利益準備金 | 154,000,000 | 201,000,000 |
| 出資配当金 | 202,415,219 | 245,396,208 |
| うち優先出資配当金 | 60,900,000 | 60,900,000 |
| うち普通出資配当金 | 141,515,219 | 184,496,208 |
| 特別積立金 | 700,000,000 | 1,100,000,000 |
| 優先出資消却積立金 | 300,000,000 | 800,000,000 |
| 経営基盤強化積立金 | 400,000,000 | 300,000,000 |
| 次期繰越金 | 474,761,416 | 460,174,882 |

主要な経営指標の推移

(単位:利益は千円、残高は百万円)

| | | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------------|-------------|-------------|---------------|----------------|----------------|-----------------------|
| 利 益 等 | 経常収益 | 9,946,469 | 10,335,856 | 10,365,796 | 10,851,932 | 11,404,959 |
| | 経常利益(損失△) | △ 2,680,373 | 517,022 | 1,057,982 | 1,632,935 | 1,923,107 |
| | 当期純利益(純損失△) | 290,019 | 843,362 | 804,903 | 1,143,188 | 1,531,809 |
| | 出資に対する配当金 | - | 139,089 | 162,406 | 202,415 | 245,396 |
| | 優先出資に対する配当金 | (0%) - | (2.9%) 60,900 | (2.9%) 60,900 | (2.9%) 60,900 | (2.9%) 60,900 |
| | 普通出資に対する配当金 | (0%) - | (1.2%) 78,189 | (1.5%) 101,506 | (2.0%) 141,515 | (2.5%) 184,496 |
| 残 高 等 | 預金積金残高 | 402,327 | 413,695 | 425,160 | 435,708 | 447,098 |
| | 貸出金残高 | 289,047 | 287,617 | 285,850 | 284,907 | 289,780 |
| | 有価証券残高 | 42,080 | 58,591 | 52,025 | 45,381 | 45,098 |
| | 総資産額 | 416,909 | 430,330 | 442,768 | 455,019 | 469,842 |
| | 純資産額 | 10,007 | 12,128 | 13,005 | 14,688 | 16,037 |
| | 自己資本比率(%) | 5.57 | 6.10 | 6.25 | 6.64 | 7.04 |
| | 普通出資金 | 6,389 | 6,605 | 6,920 | 7,185 | 7,471 |
| | 普通出資口数(口) | 6,389,559 | 6,605,060 | 6,920,531 | 7,185,527 | 7,471,468 |
| | 優先出資金 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| | 優先出資口数(口) | 700,000 | 700,000 | 700,000 | 700,000 | 700,000 |
| 職員数(人) | 705 | 662 | 634 | 621 | 604 | |

(注) 残高計数は期末日現在のものです。総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

業務純益

(単位:千円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------|-----------|------------------|
| 業務純益 | 2,612,296 | 2,748,899 |

(注) 業務純益は、預金、貸出金、有価証券などの利益収支を示す「資金運用収支」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等収支」、債券や外国為替などの売買損益を示す「その他業務収支」の3つを合計した「業務粗利益」と控除項目である「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」から構成されております。

自己資本の状況(自己資本比率明細)

自己資本比率は着実に向上しております

(単位:百万円)

| 項 目 | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------------------------|-------------------------------|---------|---------|---------------|----------------|
| 基本的項目 [中核自己資本 Tier1] | 出資金 | 7,655 | 7,970 | 8,235 | 8,521 |
| | (うち非累積的永久優先出資金) | (1,050) | (1,050) | (1,050) | (1,050) |
| | 資本準備金 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| | 利益準備金 | 1,420 | 1,543 | 1,697 | 1,898 |
| | 特別積立金 | 530 | 1,080 | 1,780 | 2,880 |
| | 次期繰越金 | 418 | 387 | 474 | 460 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | - | - | - | - |
| 計(A) | 11,073 | 12,031 | 13,237 | 14,809 | |
| 補完的項目 | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 230 | 230 | 230 | 230 |
| | 一般貸倒引当金 | 334 | 345 | 240 | 235 |
| | 負債性資本調達手段等 | 1,540 | 1,540 | 1,540 | 1,540 |
| | 補完的項目不算入額(△) | - | - | - | 80 |
| | 計(B) | 2,105 | 2,116 | 2,011 | 1,926 |
| 控除項目 | (C) | - | - | - | 10 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) = (D) | 13,178 | 14,148 | 15,248 | 16,726 |
| 総資産額 (リスク・アセット) | 資産(オン・バランス)項目 | 212,008 | 222,667 | 226,618 | 217,830 |
| | オフ・バランス取引項目 | 3,832 | 3,465 | 2,814 | 1,873 |
| | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | - | - | - | 17,732 |
| | 計(E) | 215,841 | 226,133 | 229,432 | 237,436 |
| 自己資本比率 | (D) / (E) × 100 | 6.10% | 6.25% | 6.64% | 7.04% |
| 中核自己資本(Tier1)に占める税効果資本の割合 | | 21.69% | 18.05% | 11.32% | 8.43% |

(注) 1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)に基づき算出した数値を記載しております。

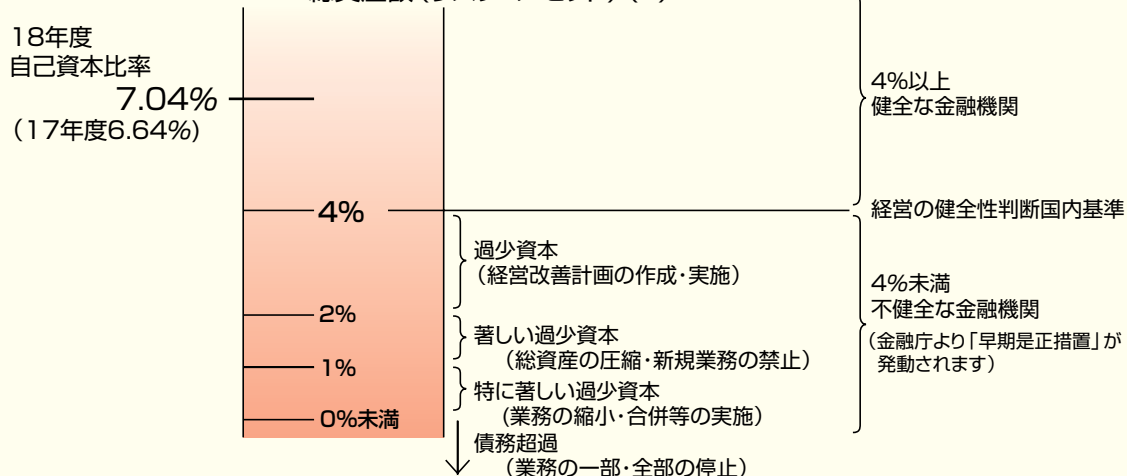
2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載しております。

3. 分子の自己資本額(D)には、配当等の外部流出額を含んでおりません。

大信は自己資本比率7.04%の健全な信用組合です

国内業務を行う金融機関は4%以上が健全の目安とされております

$$\text{大信の自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額(D)}}{\text{総資産額(リスク・アセット)(E)}} \times 100 = 7.04\%$$



18年度決算より新BIS規制に基づく自己資本比率を算出しております。なお、旧基準による自己資本比率は7.12%となります。自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(新BIS規制)については、次頁及び25~27頁をご参照ください。

自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 (新BIS規制による開示状況について)

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成18年度末の自己資本額のうち、基本的項目としては、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている出資金及び全信組連が引受けた優先出資金が該当します。また、補完的項目としては、全信組連から借入している期限付劣後ローンがあります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性、安全性を充分保っております。また各エクスポーチャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も減速しており、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づく業務推進活動によって得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解と遵守を促すとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最重要のリスクであることの認識を徹底する態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度を導入し、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ環境も含めた整備を進めております。

一連の信用リスク管理の状況については、総合リスク管理部会やその上部組織であるリスク統括委員会と協議検討を行い、必要に応じて理事会・常務会といった経営陣への報告を行う態勢となっております。

貸倒引当金は、「自己査定要綱」及び「償却・引当基準」に依拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続きについて内部監査や外部監査人の監査を受けるなど厳正な検証に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポーチャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ①株式会社日本格付研究所、②株式会社格付投資情報センター、③ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、④スタンダード・アンド・プアーズ

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、極力担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げに努めております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的担保、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資業務取扱要綱」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、保証として政府・地方公共団体、民間保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、政府が法律を一部改正して対応した保証は政府保証と同等とし、適格格付機関が格付を付与している保証会社は、長期格付により判定しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポーチャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当組合で保有する証券化エクスポーチャーは、オリジネーターにあたるものとして、中小公庫CLOを有しております。これは、地元中小企業者の資金調達の多様化に応じるための手段として取上げられているので、証券化本来の目的である原資産の流動化とは性質の異なるものであります。したがって、取上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理に努めております。また、投資家として、メザン受益権を保有しております。

(2) 証券化エクスポーチャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に準拠して適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポーチャーのリスク・ウエイトの判定に使用した適格格付機関は以下の2機関です。

ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、株式会社格付投資情報センター

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生じることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と位置づけております。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと認識し、管理体制や管理方法の整備に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、標準的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。

またこれらリスクに関しましては、リスク統括委員会、総合リスク管理部会、業務監理部・事務部におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーチャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーチャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、そのうち、上場株式、投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて総合リスク管理部会、その上部組織であるリスク統括委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「その他資金運用規程」や「その他資金運用取扱細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に準拠した、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当組合においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法: 資産・負債とも金利更改ラダー表を使用したその他計算方式(再評価法)

再評価法による計算: 再評価法は、まず、現時点における資産・負債についてのキャッシュフローを計算し、現時点の市場金利から作成したイールドカーブと金利変動後(例えば200bpの平行移動や各クッドごとの99%タイル値の上昇)のイールドカーブの2つで計算した現在価値の差額をとり、直接「金利ショック下での現在価値変動額」を計算する方法。

・コア預金の対象: 要求払預金(当座・普通・貯蓄等)

算定方法: ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額。

以上3つのうち最小の額を上限とする。

満期: 5年以内(平均2.5年以内)

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅: 99%タイル又は1%タイル値

・リスク計測の頻度: 四半期(前月末基準)

新BIS規制とは、1988年7月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化」の内容を「バーゼル合意(BIS規制)」といい、1998年から銀行が抱えるリスク(自己資本比率の分母)のより精緻な計測などを旨として、抜本的な見直しが行われ、2004年6月に「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化: 改定された枠組」として新しい基準(バーゼルII、新BIS規制案)が公表され、日本では、2006年度末から新規制の適用を受けることになりました。

(定量的な開示事項)

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度 金 額 | 平成18年度 金 額 |
|---|---------------|---------------|
| (自己資本) | | |
| 出資金 | 8,235 | 8,521 |
| 非累積的永久優先出資 | 1,050 | 1,050 |
| 優先出資申込証拠金 | - | - |
| 資本準備金 | 1,050 | 1,050 |
| その他資本剰余金 | - | - |
| 利益準備金 | 1,697 | 1,898 |
| 特別積立金 | 1,780 | 2,880 |
| 次期繰越金 | 474 | 460 |
| その他 | - | - |
| 処分未済持分 | - | - |
| 自己優先出資(△) | - | - |
| 自己優先出資申込証拠金 | - | - |
| その他有価証券の評価差損(△) | - | - |
| 営業権相当額(△) | - | - |
| のれん相当額(△) | - | - |
| 企業結合により計上される無形固定資産相当額 | - | - |
| 証券化取引により増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 基本的項目(A) | 13,237 | 14,809 |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額 | 230 | 230 |
| 一般貸引当金 | 240 | 235 |
| 負債性資本調達手段等 | 1,540 | 1,540 |
| 負債性資本調達手段 | - | - |
| 期限付劣後債務及び期限付優先出資 | 1,540 | 1,540 |
| 補完的項目不算入額(△) | - | 80 |
| 補完的項目(B) | 2,011 | 1,926 |
| 自己資本総額[(A)+(B)](C) | 15,248 | 16,736 |
| 他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 | - | - |
| 負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの | - | - |
| 期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの | - | - |
| 非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額 | - | - |
| 基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む) | - | 10 |
| 控除項目不算入額(△) | - | - |
| 控除項目計(D) | - | 10 |
| 自己資本額[(C)-(D)](E) | 15,248 | 16,726 |
| (リスク・アセット等) | | |
| 資産(オン・バランス項目) | 226,618 | 217,830 |
| オフ・バランス取引項目 | 2,814 | 1,873 |
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | - | 17,732 |
| リスク・アセット等計(F) | 229,432 | 237,436 |
| 単体Tier1比率(A/F) | 5.76% | 6.23% |
| 単体自己資本比率(E/F) | 6.64% | 7.04% |

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に係る書式に基づき算出しております。
2. 金額は、単位未満を切捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|--------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の総合計 | 229,432 | 9,177 | 219,703 | 8,788 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 229,432 | 9,177 | 219,702 | 8,788 |
| (I) ソブリン向け | | | 7,192 | 287 |
| (II) 金融機関向け | | | 25,425 | 1,017 |
| (III) 法人向け | | | 34,291 | 1,371 |
| (IV) 中小企業等・個人向け | | | 35,663 | 1,426 |
| (V) 抵当権付住宅ローン | | | 12,963 | 518 |
| (VI) 不動産取得等事業向け | | | 67,814 | 2,712 |
| (VII) 三月以上延滞等 | | | 2,641 | 105 |
| (VIII) 上記以外 | | | 33,710 | 1,348 |
| ②証券化エクスポージャー | | | 1 | 0 |
| ロ.オペレーショナル・リスク | | | 17,732 | 709 |
| ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ) | 229,432 | 9,177 | 237,436 | 9,497 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公団、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

粗利益=債券5勘定戻=粗利益の基礎

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)
 イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

| 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|---------------|---|---------|------|---------|------|--------|------|---------|----------|------|--------------------|-------|
| | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | | | 債券 | | その他 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 |
| 製造業 | | 20,993 | | 20,993 | | | | | | | | 862 |
| 農業 | | 22 | | 22 | | | | | | | | |
| 林業 | | | | | | | | | | | | |
| 漁業 | | | | | | | | | | | | |
| 鉱業 | | | | | | | | | | | | |
| 建設業 | | 22,793 | | 22,793 | | | | | | | | 393 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | 681 | | 681 | | | | | | | | |
| 情報通信業 | | | | | | | | | | | | |
| 運輸業 | | 3,680 | | 3,680 | | | | | | | | 28 |
| 卸売・小売業 | | 50,712 | | 50,712 | | | | | | | | 1,355 |
| 金融・保険業 | | 129,242 | | 371 | | 12,815 | | 116,055 | | | | 35 |
| 不動産業 | | 82,553 | | 82,553 | | | | | | | | 2,971 |
| 各種サービス | | 38,459 | | 38,459 | | | | | | | | 430 |
| 国・地方公共団体 | | 29,830 | | 452 | | 29,378 | | | | | | |
| 個人 | | 69,795 | | 69,795 | | | | | | | | 1,277 |
| その他 | | 21,506 | | | | | | 21,506 | | | | |
| 業種別合計 | | 470,272 | | 290,517 | | 42,193 | | 137,561 | | | | 7,354 |
| 1年以下 | | 370,654 | | 239,214 | | 22,413 | | 109,025 | | | | |
| 1年超3年以下 | | 37,212 | | 26,624 | | 8,587 | | 2,000 | | | | |
| 3年超5年以下 | | 27,704 | | 13,513 | | 11,190 | | 3,000 | | | | |
| 5年超7年以下 | | 5,244 | | 5,244 | | | | | | | | |
| 7年超10年以下 | | 1,269 | | 1,267 | | 1 | | | | | | |
| 10年超 | | 2,276 | | 2,276 | | | | | | | | |
| 期間の定めのないもの | | 3,905 | | 0 | | | | 3,905 | | | | |
| 現金その他 | | 22,005 | | 2,376 | | | | 19,629 | | | | |
| 残存期間別合計 | | 470,272 | | 290,517 | | 42,193 | | 137,561 | | | | |

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、預け金等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーを含んでおります。具体的には、預け金等、株式・投資信託・現金・及び有形・無形固定資産・繰延税金資産・その他資産が含まれております。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 債務保証見返の期間別残高は作成しておりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

| | 期首残高 | 当期 | | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|------------------|----------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| | | 増加額 | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 平成17年度 平成18年度 | 345 240 | 240 235 | - - | 345 240 | 240 235 |
| 個別貸倒引当金 | 平成17年度 平成18年度 | 7,667 859 | 859 703 | 7,215 617 | 352 242 | 859 703 |
| 合計 | 平成17年度 平成18年度 | 7,913 1,100 | 1,100 939 | 7,215 617 | 698 483 | 1,100 939 |

- (注) 平成17年度より、部分償却を実施し、その額は平成17年度5,553百万円、18年度5,411百万円あります。
 本項は、37頁にも開示しております。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | 貸出金償却 | | | |
|---------------|---------|------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | | | | |
| | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 |
| 製造業 | | | | | | | | | 113 | 66 | 0 | |
| 農業 | | | | | | | | | | | | |
| 林業 | | | | | | | | | | | | |
| 漁業 | | | | | | | | | | | | |
| 鉱業 | | | | | | | | | | | | |
| 建設業 | | | | | | | | | 171 | 94 | 64 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | | | | 0 | | | 1 |
| 情報通信業 | | | | | | | | | | | | |
| 運輸業 | | | | | | | | | 3 | 18 | | |
| 卸売・小売業 | | | | | | | | | 133 | 242 | 0 | 1 |
| 金融・保険業 | | | | | | | | | | | | |
| 不動産業 | | | | | | | | | 268 | 185 | 26 | |
| 各種サービス | | | | | | | | | 65 | 25 | 0 | |
| 国・地方公共団体 | | | | | | | | | | | | |
| 個人 | | | | | | | | | 102 | 70 | 8 | 22 |
| 合計 | | | | | | | | | 859 | 703 | 99 | 24 |

- (注) 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、「期首残高」及び「当期増減」の計数を算定しておりません。
 ※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定めるリスク・ウエイト区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|---------------------|------------|------|--------|---------|
| | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
| | 格付あり | 格付なし | 格付あり | 格付なし |
| 0% | | | | 56,794 |
| 10% | | | | 63,983 |
| 20% | | | 55,298 | 71,889 |
| 35% | | | | 36,778 |
| 50% | | | 403 | 5,109 |
| 75% | | | | 47,554 |
| 100% | | | 900 | 137,920 |
| 150% | | | | 998 |
| 350% | | | | |
| 自己資本控除 | | | | 10 |
| 合計 | | | 56,602 | 421,029 |

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。
 3. 本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数は算定しておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|-----------|----------|--------|------|-------|--------------|------|
| | | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 | 17年度 | 18年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | | | | | | |
| ①ソブリン向け | | | 15,534 | | 1,479 | | |
| ②金融機関向け | | | 725 | | | | |
| ③法人等向け | | | 2,783 | | 50 | | |
| ④中小企業等・個人向け | | | 9,139 | | 403 | | |
| ⑤抵当権付住宅ローン | | | 300 | | 1,026 | | |
| ⑥不動産取得等事業向け | | | 2,316 | | | | |
| ⑦三月以上延滞等 | | | 5 | | | | |
| ⑧その他 | | | 262 | | | | |

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保については簡便手法を採用しております。保証について適格格付機関の格付の付与されているもの、国・地方公共団体に準ずるものを用いております。
2.本開示は、平成18年度以降適用される新自己資本比率規制に対応しているため、平成17年度の計数は算定しておりません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①原資産の合計額

(単位:百万円)

| 事業ローン | 原資産の額 | | | |
|-------|------------|--------|----------|--------|
| | 資産譲渡型証券化取引 | | 合成型証券化取引 | |
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| | | 170 | | |

②三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）。該当なし。

③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------------|--------|--------|
| 証券化エクスポージャーの額 | | 15 |
| 事業ローン | | 15 |

(注) うち5百万円を投資家として保有、10百万円をオリジネーターとして保有しております。

④リスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

| | エクスポージャー残高 | | 所要自己資本の額 | |
|----------|------------|--------|----------|--------|
| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
| 20% | | 5 | | 0 |
| 50% | | | | |
| 100% | | | | |
| 350% | | | | |
| 自己資本控除 | | 10 | | - |
| (i)事業ローン | | 10 | | - |

- (注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4%
2.(i)は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の内訳であり、リスク・アセットからも控除しております。

(7) 出資金等エクスポージャーに関する事項

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

| 区分 | | 出資等エクスポージャー | | | | | | | |
|-------|--------|-------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-------|-------|-----|
| | | 貸借対照表計上額 | うち売買目的有価証券に該当するもの | | その他の有価証券で時価のあるもの | | | | |
| | | | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価損益 | 取得原価(償却原価) | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
| 上場株式 | 平成17年度 | 3,433 | - | - | 2,121 | 3,433 | 1,312 | 1,314 | 2 |
| | 平成18年度 | 2,734 | - | - | 1,812 | 2,734 | 921 | 924 | 3 |
| 非上場株式 | 平成17年度 | 1,737 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 平成18年度 | 1,771 | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 平成17年度 | 5,170 | - | - | 2,121 | 3,433 | 1,312 | 1,314 | 2 |
| | 平成18年度 | 4,505 | - | - | 1,812 | 2,734 | 921 | 924 | 3 |

- (注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上場株式欄は、上場株式の他、金融機関及び証券会社向けの投資信託エクスポージャーを除いた金額を記載しております。
3.非上場株式欄は、時価のない出資として、全国信用協同組合連合会1,544百万円、商工中金200百万円、その他3百万円等を含みます。

ロ.子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち益 | | うち損 | |
|------------|--------|----------|----|----|-----|-----|-----|---|
| | | | | | うち益 | うち損 | | |
| 子会社・子法人等株式 | 平成17年度 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 平成18年度 | - | - | - | - | - | - | - |
| 関連法人等株式 | 平成17年度 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 平成18年度 | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 平成17年度 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 平成18年度 | - | - | - | - | - | - | - |

ハ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| 出資等エクスポージャー | | 売却額 | | 売却益 | | 売却損 | | 株式等償却 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
| 出資等エクスポージャー | 平成17年度 | 591 | | 591 | | - | | - |
| | 平成18年度 | 378 | | 378 | | - | | - |

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| | | 金利リスク | |
|---|--|-------|-----|
| 金利ショックに対する経済価値の増減額(99パーセンタイル)コア預金を考慮する | | | 0 |
| 金利ショックに対する経済価値の増減額(99パーセンタイル)コア預金を考慮しない | | | 481 |

(注) 当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、金利ショックを99パーセンタイル値で計測いたしました。

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|---------|----------------|
| 受取利息の増減 | 179,463 | 793,340 |
| 支払利息の増減 | 11,548 | 343,453 |

粗利益

(単位:千円、%)

| 科 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|---------|-----------|-------------------|
| 資金運用収益 | 9,687,850 | 10,481,191 |
| 資金調達費用 | 462,989 | 806,442 |
| 資金運用収支 | 9,224,861 | 9,674,749 |
| 役務取引等収益 | 460,152 | 442,890 |
| 役務取引等費用 | 372,917 | 333,481 |
| 役務取引等収支 | 87,235 | 109,408 |
| その他業務収益 | 646,630 | 279,848 |
| その他業務費用 | 22,561 | 1,862 |
| その他業務収支 | 624,069 | 277,986 |
| 業務粗利益 | 9,936,166 | 10,062,144 |
| 業務粗利益率 | 2.28% | 2.24% |

(注)
$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

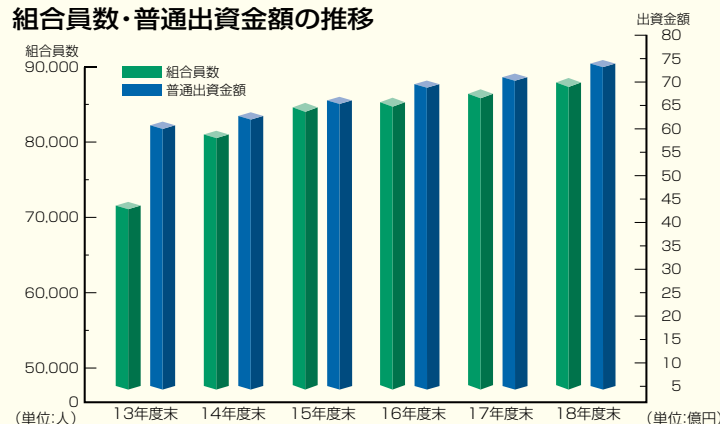
組合員数・普通出資金の推移

(単位:人、千円)

| | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|----|---------|-----------|---------------|------------------|
| | 組合員数 | 普通出資金 | 組合員数 | 普通出資金 |
| 個人 | 71,952 | 4,638,719 | 73,046 | 4,867,106 |
| 法人 | 14,111 | 2,546,808 | 14,091 | 2,604,362 |
| 計 | 86,063 | 7,185,527 | 87,137 | 7,471,468 |

(注) 普通出資1口の単位金額は1千円となっております。

組合員数・普通出資金額の推移



堅固な大信の存立基盤

大信の組合員は毎年着実に増加しており、個人・法人の総数で都内地域信用組合最多の87,137名となっております。これは地元の取引先からの高い信頼をいただいた結果と受け止め、今後とも地域に密着した組合員本位の事業活動を展開してまいります。

普通出資配当

(単位:%)

| | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------------|--------|------------|
| 普通出資に対する配当率 | 2.0 | 2.5 |

資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

| 科 目 | 年 度 | 平 均 残 高 | 利 息 | 利 回 り |
|----------|------|----------------|-------------------|-------------|
| 資金運用勘定 | 17年度 | 435,289 | 9,687,850 | 2.22 |
| | 18年度 | 447,864 | 10,481,191 | 2.34 |
| うち貸出金 | 17年度 | 285,005 | 8,740,002 | 3.06 |
| | 18年度 | 289,889 | 9,338,121 | 3.22 |
| うち預け金 | 17年度 | 126,932 | 578,933 | 0.45 |
| | 18年度 | 117,944 | 825,069 | 0.69 |
| うち買入金銭債権 | 17年度 | - | - | - |
| | 18年度 | 0 | - | - |
| うち有価証券 | 17年度 | 21,641 | 302,152 | 1.39 |
| | 18年度 | 38,315 | 251,240 | 0.65 |
| 資金調達勘定 | 17年度 | 434,172 | 462,989 | 0.10 |
| | 18年度 | 444,412 | 806,442 | 0.18 |
| うち預金積金 | 17年度 | 432,434 | 431,301 | 0.09 |
| | 18年度 | 442,662 | 772,761 | 0.17 |
| うち譲渡性預金 | 17年度 | - | - | - |
| | 18年度 | - | - | - |
| うち借入金 | 17年度 | 1,540 | 30,704 | 1.99 |
| | 18年度 | 1,540 | 32,635 | 2.11 |

役務取引の状況

(単位:千円)

| 科 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------------|---------|----------------|
| 役務取引等収益 | 460,152 | 442,890 |
| 受入為替手数料 | 253,781 | 246,574 |
| その他の受入手数料 | 206,371 | 196,315 |
| その他の役務取引等収益 | - | - |
| 役務取引等費用 | 372,917 | 333,481 |
| 支払為替手数料 | 87,560 | 88,774 |
| その他の支払手数料 | 1,594 | 2,091 |
| その他の役務取引等費用 | 283,762 | 242,616 |

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|---------|----------------|
| 外国為替売買益 | - | - |
| 商品有価証券売買益 | - | - |
| 国債等債券売却益 | 577,709 | 260,561 |
| 国債等債券償還益 | - | - |
| その他の業務収益 | 68,921 | 19,287 |
| その他業務収益合計 | 646,630 | 279,848 |

有価証券、金銭の信託等の取得原価、時価、貸借対照表価額及び評価損益 (単位:千円)

| 項 目 | | 取 得 原 価 | 時 価 | 貸借対照表価額 | 評 価 損 益 | |
|------------------|------------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 有 価 証 券 | 売買目的有価証券 | 17年度 | - | - | - | |
| | | 18年度 | - | - | - | |
| | 満期保有目的の債券 | 17年度 | 41,169,462 | 40,836,322 | 41,169,462 | △333,139 |
| | | 18年度 | 41,595,320 | 41,427,547 | 41,595,320 | △167,772 |
| | 子会社・関連会社株式 | 17年度 | - | - | - | - |
| | | 18年度 | - | - | - | - |
| | その他有価証券 | 17年度 | 2,907,788 | 4,212,506 | 4,212,506 | 1,304,718 |
| | | 18年度 | 2,585,896 | 3,503,388 | 3,503,388 | 917,492 |
| | 計 | 17年度 | 44,077,250 | 45,048,828 | 45,381,968 | 971,578 |
| | | 18年度 | 44,181,216 | 44,930,935 | 45,098,708 | 749,719 |
| 金銭の信託 | 17年度 | - | - | - | - | |
| | 18年度 | - | - | - | - | |
| デリバティブ等商品 | 17年度 | - | - | - | - | |
| | 18年度 | - | - | - | - | |

(注) 1. 「その他有価証券」の評価方法は時価法を採用しております。「その他有価証券」については、時価評価に換算した上で貸借対照表価額としていますので、評価損益は取得原価と貸借対照表価額の差額を計上しております。

2. 本表に掲げる取得原価は、償却原価から減損処理額(該当額が発生した場合)を控除した後の残高を計上しております。

経費の内訳

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------|--------------|---------------------|
| 人 件 費 | 5,411 | 5,376 |
| 報酬給料手当 | 4,152 | 4,104 |
| 退職給付費用 | 677 (291) | 639 (262) |
| 社会保険料 | 551 | 551 |
| 役員退職慰労金他 | 30 (-) | 80 (-) |
| 物 件 費 | 2,297 | 2,266 |
| 事務費 | 758 | 749 |
| 固定資産費 | 678 | 661 |
| 事業費 | 180 | 173 |
| 人事厚生費 | 58 | 51 |
| 預金保険料 | 339 | 359 |
| その他 | 281 | 271 |
| 税 金 | 137 | 132 |
| 経 費 合 計 | 7,846 | 7,775 |

(注) 退職給付費用、役員退職慰労金他の()内数値と報酬給料手当、社会保険料を加算しますと業務純益算定上の人件費となります。

総資産利益率

(単位:%)

| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|-------------|
| 総資産経常利益率 | 0.36 | 0.41 |
| 総資産当期純利益率 | 0.25 | 0.33 |

(注)
$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

(単位:%)

| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|------------|--------|-------------|
| 資金運用利回(a) | 2.22 | 2.34 |
| 資金調達原価率(b) | 1.81 | 1.82 |
| 総資金利鞘(a-b) | 0.40 | 0.51 |

職員1人当たり及び1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|--------------|---------|---------------|
| 職員1人当たり預金残高 | 701 | 740 |
| 職員1人当たり貸出金残高 | 458 | 479 |
| 1店舗当たり預金残高 | 10,374 | 10,645 |
| 1店舗当たり貸出金残高 | 6,783 | 6,899 |

預貸率・預証率

(単位:%)

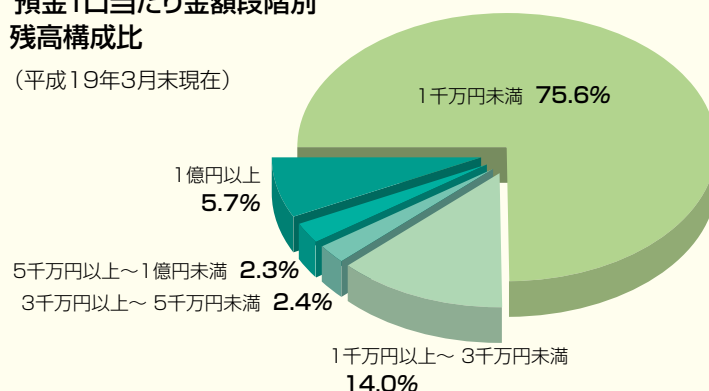
| 項 目 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
|-------|-----------|--------|--------------|
| 預 貸 率 | (末 残) | 65.38 | 64.81 |
| | (期 中 平 残) | 65.90 | 65.48 |
| 預 証 率 | (末 残) | 10.41 | 10.08 |
| | (期 中 平 残) | 5.00 | 8.65 |

預金と貸出金のバランスは健全です。

「預貸率」は預金をどれだけ貸出金に運用しているかを示す指標で、高すぎても、低すぎても安全性や収益性に欠けるとされています。大信では預金構成に見合った支払準備金を確保したうえで貸出金に運用しており、現状の水準は預貸バランスの健全さを反映した適正水準となっております。

預金1口当たり金額段階別 残高構成比

(平成19年3月末現在)



地域に密着した 小口多数取引に徹しております。

大信の預金残高は、1口1千万円未満の預金が75.6%を占めております。地元を根をおろした小口多数取引の推進の成果であり、盤石な取引基盤となっております。今後も「心・ふれあい」を大切に地域に密着した業務を進めてまいります。

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 目 | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|--------|---------|-------|----------------|--------------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 流動性預金 | 137,749 | 31.9 | 142,740 | 32.2 |
| 定期性預金 | 294,685 | 68.1 | 299,922 | 67.8 |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - |
| その他の預金 | - | - | - | - |
| 合 計 | 432,434 | 100.0 | 442,662 | 100.0 |

預金科目別残高・員外預金比率

(単位:百万円、%)

| 科 目 | 平成17年度末 | | | | 平成18年度末 | | | |
|----------|-----------|--------|----------|---------|------------------|---------------|-----------------|----------------|
| | 金額(A) | 構成比 | 員外預金(B) | 員外比率B/A | 金額(A) | 構成比 | 員外預金(B) | 員外比率B/A |
| 当座預金 | 7,439 | 1.7 | 248 | 3.33 | 8,024 | 1.8 | 158 | 1.97 |
| 普通預金 | 128,818 | 29.6 | 33,255 | 25.81 | 129,547 | 29.0 | 31,931 | 24.64 |
| 貯蓄預金 | 2,471 | 0.6 | 571 | 23.13 | 2,690 | 0.6 | 494 | 18.37 |
| 通知預金 | 690 | 0.1 | 28 | 4.18 | 1,227 | 0.2 | 31 | 2.56 |
| 定期預金 | 256,522 | 58.9 | 45,350 | 17.67 | 267,370 | 59.8 | 48,010 | 17.95 |
| (うち自由金利) | (256,301) | (58.8) | (45,259) | (17.65) | (267,173) | (59.8) | (47,930) | (17.93) |
| 定期積金 | 37,881 | 8.7 | 4,867 | 12.84 | 36,913 | 8.3 | 4,605 | 12.47 |
| その他の預金 | 1,885 | 0.4 | 579 | 30.71 | 1,324 | 0.3 | 298 | 22.52 |
| 合 計 | 435,708 | 100.0 | 84,901 | 19.49 | 447,098 | 100.0 | 85,529 | 19.13 |

(注) 平成18年度末は19.13%となり、法令に定める20%以下を遵守しております。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|------|----------|--------|-----------------|---------------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 個 人 | 356,502 | 81.8 | 366,187 | 81.9 |
| 法 人 | 79,206 | 18.2 | 80,910 | 18.1 |
| 一般法人 | (78,065) | (17.9) | (79,976) | (17.9) |
| 金融機関 | (307) | (0.1) | (232) | (0.1) |
| 公金 | (834) | (0.2) | (702) | (0.2) |
| 合 計 | 435,708 | 100.0 | 447,098 | 100.0 |

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|----------|---------|----------------|
| | 残 高 | 残 高 |
| 固定金利定期預金 | 256,433 | 267,289 |
| 変動金利定期預金 | 89 | 81 |
| その他 | - | - |
| 合計 | 256,522 | 267,370 |

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

| 種 目 | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|------|---------|-------|----------------|--------------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 割引手形 | 4,759 | 1.7 | 4,467 | 1.5 |
| 手形貸付 | 18,393 | 6.5 | 18,323 | 6.3 |
| 証書貸付 | 257,141 | 90.2 | 262,899 | 90.7 |
| 当座貸越 | 4,711 | 1.6 | 4,198 | 1.5 |
| 合 計 | 285,005 | 100.0 | 289,889 | 100.0 |

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|------|---------|-------|----------------|--------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 運転資金 | 145,867 | 51.2 | 142,168 | 49.1 |
| 設備資金 | 139,040 | 48.8 | 147,612 | 50.9 |
| 合 計 | 284,907 | 100.0 | 289,780 | 100.0 |

貸出金担保別残高・員外貸出比率

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | | | 平成18年度末 | | | |
|-------------|---------|-------|-------|---------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | 残高A | 構成比 | 員外貸出B | 員外比率B/A | 残高A | 構成比 | 員外貸出B | 員外比率B/A |
| 預金・積金 | 14,698 | 5.2 | 1,120 | 7.62 | 14,118 | 4.9 | 1,005 | 7.11 |
| 有価証券 | 1,254 | 0.4 | - | - | 1,053 | 0.4 | - | - |
| 動産・不動産 | 185,747 | 65.2 | 710 | 0.38 | 192,389 | 66.4 | 561 | 0.29 |
| その他 | 600 | 0.2 | - | - | 687 | 0.2 | - | - |
| 小 計 | 202,299 | 71.0 | 1,830 | 0.90 | 208,248 | 71.9 | 1,567 | 0.75 |
| 信用保証協会・信用保険 | 67,667 | 23.8 | 697 | 1.03 | 68,545 | 23.7 | 594 | 0.86 |
| 保証 | 14,120 | 5.0 | 212 | 1.50 | 10,354 | 3.6 | 111 | 1.07 |
| 信用 | 820 | 0.3 | - | - | 2,632 | 0.9 | 444 | 16.86 |
| 合 計 | 284,907 | 100.0 | 2,740 | 0.96 | 289,780 | 100.0 | 2,717 | 0.93 |

法令遵守の員外貸出比率

大信の員外貸出比率は0.93%で法定限度の20%をはるかに下回っております。法令や社会的な規範を厳格に遵守した貸出を徹底しております。

債務保証見返の担保別残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|-------------|---------|-------|--------------|--------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 預金・積金 | 0 | - | 0 | - |
| 有価証券 | - | - | - | - |
| 動産・不動産 | 2,557 | 90.9 | 2,165 | 91.1 |
| その他 | - | - | - | - |
| 小 計 | 2,557 | 90.9 | 2,166 | 91.2 |
| 信用保証協会・信用保険 | - | - | - | - |
| 保証 | 20 | 0.7 | 17 | 0.7 |
| 信用 | 236 | 8.4 | 192 | 8.1 |
| 合 計 | 2,814 | 100.0 | 2,376 | 100.0 |

金利区分別貸出残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|---------|---------|-------|----------------|--------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 固定金利貸出金 | 91,915 | 32.3 | 97,637 | 33.7 |
| 変動金利貸出金 | 192,992 | 67.7 | 192,143 | 66.3 |
| 合 計 | 284,907 | 100.0 | 289,780 | 100.0 |

貸出金業種別残高・構成比

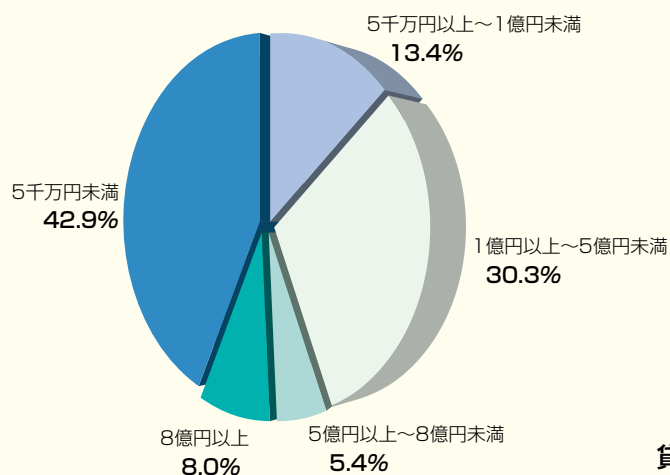
(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 製造業 | 21,692 | 7.6 | 20,131 | 6.9 |
| 農業 | 73 | 0.0 | 16 | 0.0 |
| 林業 | 45 | 0.0 | - | - |
| 建設業 | 22,117 | 7.8 | 20,502 | 7.1 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 579 | 0.2 | 574 | 0.2 |
| 情報通信業 | 4,104 | 1.5 | 4,099 | 1.4 |
| 運輸業 | 3,141 | 1.1 | 3,422 | 1.2 |
| 卸売・小売業 | 34,405 | 12.1 | 30,902 | 10.7 |
| 金融・保険業 | 469 | 0.2 | 321 | 0.1 |
| 不動産業 | 60,514 | 21.2 | 75,031 | 25.9 |
| 各種サービス | 41,619 | 14.6 | 43,100 | 14.9 |
| その他の産業 | 940 | 0.3 | 364 | 0.1 |
| 小 計 | 189,703 | 66.6 | 198,467 | 68.5 |
| 地方公共団体 | 5 | 0.0 | 444 | 0.1 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 95,198 | 33.4 | 90,869 | 31.4 |
| 合 計 | 284,907 | 100.0 | 289,780 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の金額段階別 残高構成比

(平成19年3月末現在)



貸出取引は各業種に分散され バランスがはかられています。

大信の貸出先は、特定の業種に偏ることなく、地元中小企業の皆様のあらゆる業種に分散されております。

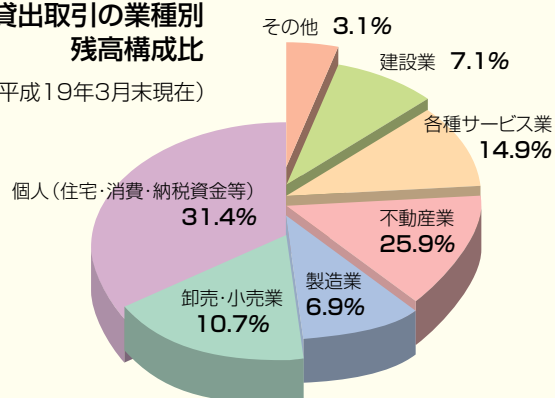
大信は、地元でお預かりした預金は地元に戻すことを基本姿勢として、地元の皆様のニーズに積極的にお応えすることで地域の振興発展のためにお役に立つことを基本的な使命としております。

小口多数でリスクに強い 貸出取引基盤になっております。

大信の貸出金は、5千万円未満が42.9%、1億円未満が56.3%、と過半を占めており、預金取引と同様小口多数取引とリスク分散を図りながら堅固な取引基盤を確立しております。特定先への貸出金の集中や法令違反となるような大口貸出は一切ありません。都・区・市の中小企業向け融資制度を積極的に推進しており、東京信用保証協会の保証付貸出残高は例年都内信用組合トップの実績を誇っており、勿論貸し渋りも一切ありません。

貸出取引の業種別 残高構成比

(平成19年3月末現在)



リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

| 区 分 | | 残 高 (A) | 担保・保証等(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)/A |
|------------|------|--------------|--------------|------------|---------------|
| 破綻先債権額 | 17年度 | 1,007 | 993 | 14 | 100.00 |
| | 18年度 | 962 | 962 | 0 | 100.00 |
| 延滞債権額 | 17年度 | 11,445 | 8,497 | 843 | 81.60 |
| | 18年度 | 8,251 | 6,247 | 624 | 83.27 |
| 3カ月以上延滞債権額 | 17年度 | 47 | 42 | 0 | 89.36 |
| | 18年度 | 42 | 42 | 0 | 100.00 |
| 貸出条件緩和債権額 | 17年度 | 519 | 235 | 48 | 54.52 |
| | 18年度 | 414 | 202 | 52 | 61.35 |
| 合 計 | 17年度 | 13,019 | 9,768 | 906 | 81.98 |
| | 18年度 | 9,671 | 7,454 | 677 | 84.07 |

なお、後発事象として残高243百万円について、78百万円の貸倒引当金を追加計上しております。

- (注) 1. 「破綻先債権額」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令第96条第1項第3号の
 イ.会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 ニ.商法の規定による整理開始または特別清算開始の申立てがあった債務者
 ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者
 等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権額」とは、上記1.及び債務者の経営再建または支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 なお、従前の貸出償却に加えて20頁の重要な会計方針及び注記事項の「5」に記載されている取立不能見込額の直接減額(部分償却)により、従来の方法によった場合に比べ破綻先債権額及び延滞債権額は54億9百万円減少しております。
3. 「3ヶ月以上延滞債権額」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権額」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

厳正な自己査定に基づき不良債権の処理を積極的に実施し 資産の健全性を万全にしております。

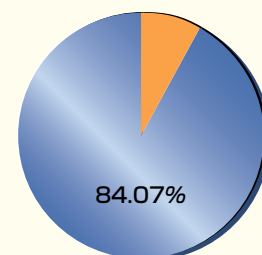
リスク管理債権合計は前期より33億48百万円減少し、貸出金残高2,897億80百万円に対する比率は3.33%となり、前期より1.23%改善しております。

信用リスク管理の徹底並びに「破綻先債権額」及び「延滞債権額」のうち60億70百万円を直接償却したことにより、「貸倒引当金(C)」は2億29百万円減少いたしました。

リスク管理債権合計に対する「担保・保証等(B)」と「貸倒引当金(C)」の合計額の比率である保全率は84.07%と高水準を維持しております。

今後とも金融検査マニュアルの精神を反映させるべく、厳正な自己査定に基づき不良債権処理を積極的に実施し、信用リスク管理を徹底することにより健全性を一層高めてまいります。

リスク管理債権合計に
対する保全率



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

| 区 分 | | 債権額 (A) | 担保・保証等 (B) | 貸倒引当金 (C) | 保全額 (D)=(B)+(C) | 保全率 (D)/(A) | 貸倒引当金引当率 (C)/(A-B) |
|-------------------|------|----------------|--------------|------------|-----------------|---------------|--------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 17年度 | 4,265 | 4,214 | 51 | 4,265 | 100.00 | 100.00 |
| | 18年度 | 3,160 | 3,152 | 7 | 3,160 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 17年度 | 8,296 | 5,383 | 807 | 6,191 | 74.62 | 27.70 |
| | 18年度 | 6,131 | 4,133 | 619 | 4,752 | 77.50 | 30.98 |
| 要管理債権 | 17年度 | 567 | 278 | 48 | 327 | 57.67 | 16.60 |
| | 18年度 | 457 | 244 | 53 | 297 | 64.98 | 24.86 |
| 不良債権計 | 17年度 | 13,129 | 9,876 | 908 | 10,784 | 82.13 | 27.91 |
| | 18年度 | 9,749 | 7,530 | 679 | 8,209 | 84.20 | 30.62 |
| 正常債権 | 17年度 | 274,881 | | | | | |
| | 18年度 | 282,711 | | | | | |
| 合 計 (総与信) | 17年度 | 288,010 | | | | | |
| | 18年度 | 292,460 | | | | | |

なお、貸倒引当率(18年度)は円単位で比率を算出しております。また、後発事象として債権額243百万円について、78百万円の貸倒引当金を追加して計上しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。自己査定区分における破綻先・実質破綻先が該当します。
 なお、従前の貸出償却に加えて20頁の重要な会計方針及び注記事項の「5」に記載されている取立不能見込額の直接減額(部分償却)により、従来の方法によった場合に比べ、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は54億11百万円減少しております。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。自己査定区分における破綻懸念先が該当します。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。自己査定における要注先の一部が該当します。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で上記1.~3.以外の債権です。自己査定区分における要注先の一部と正常先が該当します。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定の債務者区分と開示債権との関係

(単位:百万円)

| 自己査定における債務者区分 〔対象債権:総与信〕 | 金融再生法の開示債権 〔対象債権:総与信〕 | リスク管理債権 〔対象債権:貸出金〕 |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 破綻先 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 3,160 | 破綻先債権額 962 |
| 実質破綻先 | 危険債権 6,131 | 延滞債権額 8,251 |
| 破綻懸念先 | 要管理債権 457 | 3ヶ月以上延滞債権額 42 |
| 要注先 | 正常債権 282,711 | 貸出条件緩和債権額 414 |
| 正常先 | | |

(注) 総与信とは貸出金と貸出金以外の債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金及び債務保証見返)を含んだ合計額です。

資産の自己査定について

大信では、資産の実態を正確に把握するため、貸出金等の資産については、債務者の経営状態による区分と回収の危険性や資産価値の毀損の状況による区分を行い、安全性・確実性を判定する自己査定を実施しております。すなわち大信が制定した自己査定基準に従って、自己責任の原則に基づき資産の厳正なチェックを行ったうえで不良債権の適正な償却、引当を行っております。

自己査定における債務者区分の定義は次のとおりです。

- ① 正常先 = 業績が良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
- ② 要注先 = 今後の管理に注意を要する債務者
- ③ 破綻懸念先 = 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ④ 実質破綻先 = 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ⑤ 破綻先 = 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|---------|---------|---------|------------|-------|
| | 期末残高 | 増減額 | 期末残高 | 増減額 |
| 一般貸倒引当金 | 240 | △ 105 | 235 | △ 4 |
| 個別貸倒引当金 | 859 | △ 6,707 | 703 | △ 156 |
| 貸倒引当金合計 | 1,100 | △ 6,813 | 939 | △ 161 |

貸出金償却額

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 貸出金償却額 | 943 (99) | 659 (24) |

(注) ()内数値は目的使用による取崩額を相殺した後の金額で、損益計算書の貸出金償却の額と一致します。

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|--------|---------|------------|
| 一般財形貯蓄 | 43 | 41 |
| 住宅財形貯蓄 | 14 | 12 |
| 年金財形貯蓄 | 92 | 77 |
| 合 計 | 151 | 131 |

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|------------|--------|-------|---------------|--------------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 国債 | 3,757 | 17.4 | 13,143 | 34.3 |
| 地方債 | 4,904 | 22.7 | 10,494 | 27.4 |
| 短期社債 | - | - | - | - |
| 社債 | 8,291 | 38.3 | 11,602 | 30.3 |
| 株式 | 380 | 1.7 | 302 | 0.8 |
| 外国証券その他の証券 | 4,307 | 19.9 | 2,773 | 7.2 |
| 合計 | 21,641 | 100.0 | 38,315 | 100.0 |

(注) 商品有価証券は、大信では保有しておりません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

| 種 類 | | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合 計 |
|------------|------|---------------|--------------|---------------|---------|----------|------|--------------|---------------|
| | | 国債 | 17年度 | 19,999 | - | - | - | - | - |
| | 18年度 | 19,995 | - | - | - | - | - | - | 19,995 |
| 地方債 | 17年度 | 2,190 | 601 | 7,224 | 655 | 1 | - | - | 10,673 |
| | 18年度 | - | 2,090 | 6,390 | - | 1 | - | - | 8,483 |
| 社債 | 17年度 | - | 2,392 | 7,800 | - | - | - | - | 10,192 |
| | 18年度 | 1,518 | 6,496 | 4,800 | - | - | - | - | 12,815 |
| 株式 | 17年度 | - | - | - | - | - | - | 656 | 656 |
| | 18年度 | - | - | - | - | - | - | 446 | 446 |
| 外国証券その他の証券 | 17年度 | - | 1,613 | 310 | 97 | - | - | 1,838 | 3,859 |
| | 18年度 | 900 | 286 | 96 | - | - | - | 2,075 | 3,358 |
| うち外国債券 | 17年度 | - | 900 | - | - | - | - | - | 900 |
| | 18年度 | 900 | - | - | - | - | - | - | 900 |
| 合計 | 17年度 | 22,190 | 4,607 | 15,335 | 752 | 1 | - | 2,494 | 45,381 |
| | 18年度 | 22,413 | 8,874 | 11,286 | - | 1 | - | 2,522 | 45,098 |

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|-------------|---------|--------------|
| 全国信用協同組合連合会 | 2,533 | 2,153 |
| 商工組合中央金庫 | 101 | 78 |
| 中小企業金融公庫 | 171 | 137 |
| 国民生活金融公庫 | 137 | 116 |
| 住宅金融公庫 | 3,511 | 3,303 |
| 年金資金運用基金 | 65 | 61 |
| その他の公庫・事業団 | 74 | 90 |
| 合 計 | 6,596 | 5,941 |

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成17年度末 | | 平成18年度末 | |
|--------|---------|-------|---------------|--------------|
| | 残 高 | 構成比 | 残 高 | 構成比 |
| 消費者ローン | 5,362 | 11.6 | 4,621 | 8.1 |
| 住宅ローン | 40,909 | 88.4 | 52,732 | 91.9 |
| 合 計 | 46,272 | 100.0 | 57,354 | 100.0 |

(注) 平成18年度は、個人賃貸住宅ローンを含んでおります。

国内為替取扱実績

(単位:件、百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | |
|-------|----------|---------|---------|----------------|----------------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | |
| 送金・振込 | 他の金融機関向け | 381,835 | 284,157 | 375,750 | 291,418 |
| | 他の金融機関から | 612,935 | 292,057 | 608,577 | 306,209 |
| 代金取立 | 他の金融機関向け | 3,573 | 5,304 | 3,490 | 5,407 |
| | 他の金融機関から | 25,595 | 45,986 | 23,962 | 43,864 |

公共債引受額

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|--------|--------|
| 国債 | 227 | - |
| 地方債・政府保証債 | - | - |
| 合 計 | 227 | - |

公共債窓販実績

(単位:百万円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----------|---------|----------------|
| 国債・その他公共債 | 49 (44) | 40 (40) |
| 合 計 | 49 (44) | 40 (40) |

(注) ()内数値は、受渡基準での数値となっております。

外国為替取扱実績(取次)

(単位:千米ドル)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-----|--------|--------------|
| 貿易 | 200 | 165 |
| 輸出 | 0 | 6 |
| 輸入 | 200 | 159 |
| 貿易外 | 3,682 | 2,863 |
| 合 計 | 3,882 | 3,028 |

役員一覧及び常勤役員紹介 (平成19年6月21日現在)

代表理事 **中津川正裕**
 代表理事 専務理事 **四角 哲二**
 常務理事 **高橋 一昭**
 常務理事 **柴橋 英二**
 常務理事 **安田 眞次**
 常勤理事 **熊谷 直裕**
 常勤理事 **古仲 昭男**
 常勤理事 **大木 秀一**
 常勤理事 **加納 猛**
 常勤理事 **斉藤 哲**
 理事(非常勤) **森下 繁己**
 理事(非常勤) **関水 和武**
 理事(非常勤) **鷗橋 誠一**
 常勤監事 **阿由葉繁實**
 監事(非常勤) **山本 一成**
 員外監事 弁護士 **河和 哲雄**



代表理事・理事長
中津川正裕



代表理事・専務理事
四角 哲二



常務理事
高橋 一昭



常務理事
柴橋 英二



常務理事
安田 眞次



理事
熊谷 直裕



理事
古仲 昭男



理事
大木 秀一



理事
加納 猛

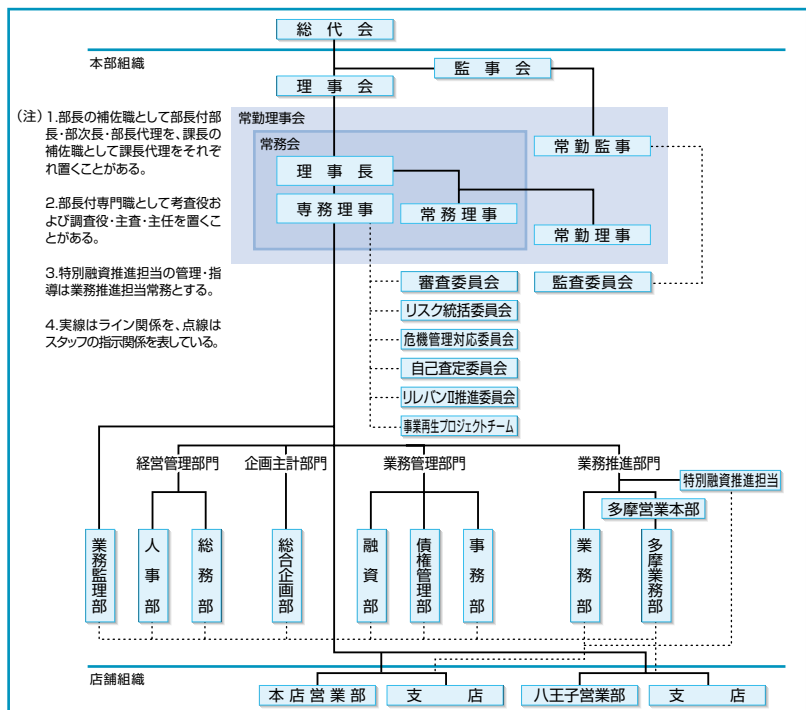


理事
斉藤 哲



常勤監事
阿由葉繁實

組織図 (平成19年4月1日現在)

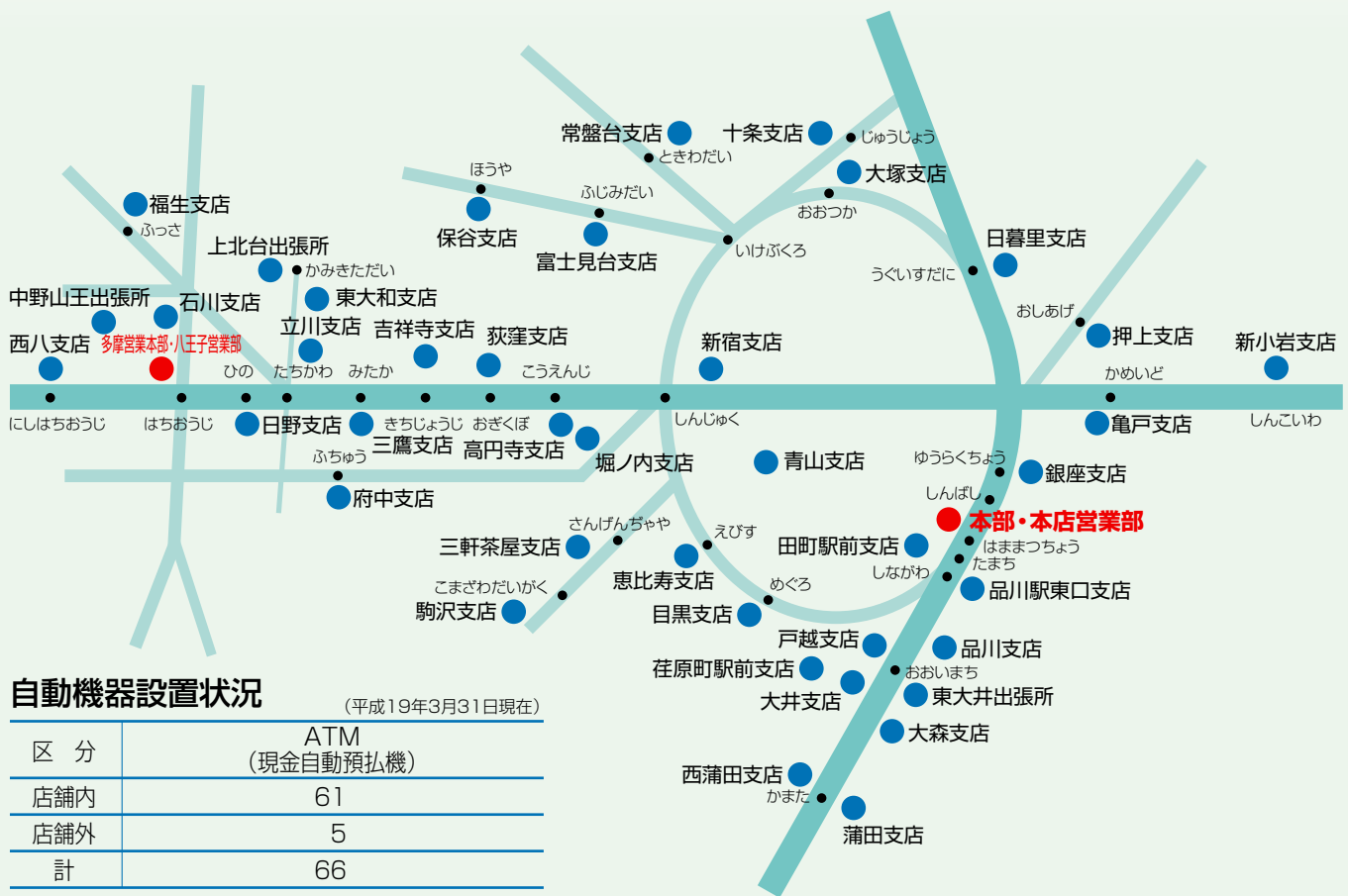


職員数

| 年度 | 平成17年度末 | 平成18年度末 |
|----|---------|---------|
| 男子 | 495名 | 476名 |
| 女子 | 126名 | 128名 |
| 合計 | 621名 | 604名 |

地域社会に密着する大信の店舗網

営業地区 東京都一円(離島を除く)



自動機器設置状況

(平成19年3月31日現在)

| 区分 | ATM (現金自動預払機) |
|-----|------------------|
| 店舗内 | 61 |
| 店舗外 | 5 |
| 計 | 66 |

自動化コーナー(ATM)ご利用時間

平日 午前8時～午後8時(ただし、午後6時以降の通帳取引を除く)

なお、本店営業部、品川駅東口支店、十条支店、八王子営業部、中野山王出張所、三鷹支店、富士見台支店は午後9時までご利用いただけます。

土曜・日曜日 } 午前8時45分～午後5時(ただし通帳取引を除く)
 祝日・年末日

店舗一覧

〔自動化コーナー(ATM) — 平日は全店舗しております。休日等の稼働については次のとおりになっております。〕
 ●印店舗一土・日・祝日・年末日稼働、◎印店舗一土・日・年末日稼働、○印店舗一土・年末日稼働
 (祝日稼働は、お正月の1月1日～3日とゴールデンウィークの5月3日～5日を除く。ただし5月5日が日曜日の場合は稼働)

- | | | | | | | | |
|-----------------|-----------|------------------|------------------|-----------------|-----------|----------------|------------------|
| ● 本 部 | 〒105-8610 | 港区東新橋2-6-10 | ☎03(3436)0111(代) | ○ 福 生 支 店 | 〒197-0011 | 福生市福生1004 | ☎042(553)0611(代) |
| ● 本 店 営 業 部 | 〒105-8610 | 港区東新橋2-6-10 | ☎03(3436)0121(代) | ● 品 川 支 店 | 〒140-0004 | 品川区南品川3-6-53 | ☎03(3474)1333(代) |
| ○ 品 川 駅 東 口 支 店 | 〒108-0075 | 港区港南2-3-1 | ☎03(3474)8326(代) | ○ 西 蒲 田 支 店 | 〒146-0094 | 大田区東矢口3-20-5 | ☎03(3738)1106(代) |
| ● 十 条 支 店 | 〒114-0034 | 北区上十条2-31-1 | ☎03(3907)5111(代) | ○ 駒 沢 支 店 | 〒154-0012 | 世田谷区駒沢3-22-1 | ☎03(3414)0151(代) |
| ○ 目 黒 支 店 | 〒153-0064 | 目黒区下目黒6-18-25 | ☎03(3711)5656(代) | ○ 大 井 支 店 | 〒140-0014 | 品川区大井1-23-7 | ☎03(3773)1536(代) |
| ● 高 円 寺 支 店 | 〒166-0003 | 杉並区高円寺南4-45-4 | ☎03(3318)1111(代) | ○ 東 大 井 出 張 所 | 〒140-0011 | 品川区東大井6-9-6 | ☎03(5493)1911(代) |
| ○ 亀 戸 支 店 | 〒136-0071 | 江東区亀戸1-27-9 | ☎03(3685)3351(代) | ○ 大 森 支 店 | 〒143-0015 | 大田区大森西3-19-12 | ☎03(3765)1011(代) |
| ○ 蒲 田 支 店 | 〒144-0052 | 大田区蒲田4-22-17 | ☎03(3732)3221(代) | ● 八 王 子 営 業 部 | 〒192-0081 | 八王子市横山町24-1 | ☎042(642)0201(代) |
| ○ 日 暮 里 支 店 | 〒116-0014 | 荒川区東日暮里5-10-3 | ☎03(3802)8181(代) | ◎ 中 野 山 王 出 張 所 | 〒192-0042 | 八王子市中野山王3-5-9 | ☎042(626)4111(代) |
| ○ 新 宿 支 店 | 〒160-0022 | 新宿区新宿5-1-1 | ☎03(3356)2151(代) | ○ 日 野 支 店 | 〒191-0011 | 日野市日野本町2-18-11 | ☎042(582)2121(代) |
| ○ 三 軒 茶 屋 支 店 | 〒154-0024 | 世田谷区三軒茶屋2-14-10 | ☎03(3424)3181(代) | ○ 西 八 支 店 | 〒193-0835 | 八王子市千人町2-3-18 | ☎042(661)6221(代) |
| ○ 新 小 岩 支 店 | 〒124-0023 | 葛飾区東新小岩5-2-6 | ☎03(3691)9536(代) | ○ 石 川 支 店 | 〒192-0032 | 八王子市石川町522-4 | ☎042(646)3011(代) |
| ● 大 塚 支 店 | 〒170-0004 | 豊島区北大塚1-34-12 | ☎03(3918)6411(代) | ○ 青 山 支 店 | 〒107-0061 | 港区北青山2-12-32 | ☎03(3401)0145(代) |
| ○ 銀 座 支 店 | 〒104-0061 | 中央区銀座2-10-18 | ☎03(3542)8051(代) | ● 保 谷 支 店 | 〒178-0064 | 練馬区南大泉4-55-5 | ☎03(3924)3311(代) |
| ○ 吉 祥 寺 支 店 | 〒180-0004 | 武蔵野市吉祥寺本町4-10-10 | ☎0422(22)9221(代) | ○ 立 川 支 店 | 〒190-0011 | 立川市高松町2-11-24 | ☎042(524)6681(代) |
| ● 恵 比 寿 支 店 | 〒150-0021 | 渋谷区恵比寿西1-2-1 | ☎03(3463)0561(代) | ○ 堀 ノ 内 支 店 | 〒166-0013 | 杉並区堀ノ内3-3-15 | ☎03(3311)1141(代) |
| ○ 常 盤 台 支 店 | 〒174-0063 | 板橋区前野町2-4-2 | ☎03(3969)2535(代) | ● 三 鷹 支 店 | 〒181-0013 | 三鷹市下連雀3-35-1 | ☎0422(48)2311(代) |
| ● 戸 越 支 店 | 〒142-0041 | 品川区戸越2-6-1 | ☎03(3786)5121(代) | ○ 東 大 和 支 店 | 〒207-0014 | 東大和市南街3-55-8 | ☎042(567)2011(代) |
| ○ 府 中 支 店 | 〒183-0023 | 府中市高町1-33-11 | ☎042(363)7511(代) | ◎ 上 北 台 出 張 所 | 〒207-0023 | 東大和市上北台2-892-3 | ☎042(562)1581(代) |
| ○ 押 上 支 店 | 〒130-0002 | 墨田区業平4-1-2 | ☎03(3625)5001(代) | ○ 荻 窪 支 店 | 〒167-0043 | 杉並区荻1-19-9 | ☎03(3391)1931(代) |
| ● 田 町 駅 前 支 店 | 〒108-0014 | 港区芝5-16-2 | ☎03(3453)3201(代) | ● 富 士 見 台 支 店 | 〒177-0034 | 練馬区富士見台2-18-5 | ☎03(3999)7163(代) |
| ● 荏 原 町 駅 前 支 店 | 〒142-0053 | 品川区中延5-1-1 | ☎03(3786)8161(代) | | | | |

ディスクロージャー項目と掲載頁

協法施行規則第69条により次の項目を開示する(法定開示項目)。

| 法定開示項目 | 掲載頁 |
|---|-------|
| 一 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | |
| イ 事業の組織 | 39 |
| ロ 理事及び執行役の氏名及び役職名 | 39 |
| ハ 業務所の名称及び所在地 | 40 |
| 二 信用協同組合等の主要な事業の内容(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。))を営む場合には、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下この項において同じ。)の内容を含む。)) | 13~15 |
| 三 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項 | |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | 2~3 |
| ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を指標として次に掲げる事項 | 22 |
| ① 経常収益 | 22 |
| ② 経常利益又は経常損失 | 22 |
| ③ 当期純利益又は当期純損失 | 22 |
| ④ 出資総額及び出資総口数 | 22 |
| ⑤ 純資産額 | 22 |
| ⑥ 総資産額 | 22 |
| ⑦ 預金残高 | 22 |
| ⑧ 貸出金残高 | 22 |
| ⑨ 有価証券残高 | 22 |
| (10) の単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に依る算式により得られる比率をいう。) | 22 |
| (11) の出資に対する配当金 | 22 |
| (12) の集約数 | 22 |
| ハ 直近の二事業年度における事業の状況を指標として別表第一に掲げる事項 | |
| 【別表第一(第六十九条第一項第三号(関係))】 | |
| ① 主要な業務の状況を示す指標 | |
| 一 業務利益及び業務利益率 | 28 |
| 二 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 | 28 |
| 三 資金運用勘定並びに資金調達の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや | 29~31 |
| 四 受取利息及び支払利息の増減 | 28 |
| 五 総資産総利益率 | 31 |
| 六 総資産当期純利益率 | 31 |
| ② 預金に関する指標 | |
| 一 流動性預金、定期預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高 | 32 |
| 二 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 | 32 |
| ③ 貸出金等に関する指標 | |
| 一 手形貸付、融資貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 33 |
| 二 担保の種類別(当信用協同組合等が預託した預金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分をいう。)(1) の貸出金残高及び債務保証見込額 | 33 |
| 三 担保の別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)(1) の貸出金残高 | 33 |
| 四 使途別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 34 |
| 五 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 34 |
| 六 預借率の期末及び期中平均 | 31 |
| ④ 有価証券に関する指標 | |
| 一 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)(1) の平均残高 | 該当なし |
| 二 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)(1) の平均残高 | 37 |
| 三 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、株式及び外国証券その他の証券の区分をいう。)(1) の平均残高 | 37 |
| 四 預借率の期末及び期中平均 | 31 |
| 四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項 | |
| イ リスク管理の体制 | 7 |
| ロ 法令等の体制 | 5-6 |
| 五 信用協同組合等の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書 | 18~22 |
| ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及び合計額 | |
| (1) 被控先債権(元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸借倒却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和四十一年政令第17号)第九十九条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)(2) に該当する貸出金 | 35 |
| (2) 延滞債権(未取利息不計上貸出金であって、(1) に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。))を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。)(3) に該当する貸出金 | 35 |
| (3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1) 及び(2) に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)(4) に該当する貸出金 | 35 |
| (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1)、(2) 及び(3) に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)(5) に該当する貸出金 | 35 |
| 二 自己資本の充実の状況について金融庁長官個別に定める事項 | |
| 【定量的な開示事項】 | |
| 一 自己資本の調達手段の概要 | 24 |
| 二 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 24 |
| 三 信用リスクに関する次に掲げる事項 | 24 |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | 24 |
| (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。))の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。) | 24 |
| (2) エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 | 24 |
| 二 | |
| 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手とのリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 該当なし |
| 六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項 | |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| ロ 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 | 24 |
| ハ 証券化取引に関する会計方針 | 24 |
| ニ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。) | 24 |
| 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 | |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| ロ オペレーショナル・リスクの軽減の概要(部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。) | 24 |
| ハ 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第144号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート(以下「出資等」という。))又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| 九 金利リスクに関する次に掲げる事項 | |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要 | 24 |
| ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 | 24 |
| 【定量的な開示事項】 | |
| 一 自己資本の構成に関する次に掲げる事項 | |
| イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額 | 25 |
| (1) 出資金及び資本剰余金 | 25 |
| (2) 利益剰余金 | 25 |
| (3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないものの | 25 |
| (4) 自己資本比率告示第十三条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額 | 25 |
| ロ 自己資本比率告示第十四条に定める控除項目の額 | 25 |
| ハ 自己資本比率告示第十五条に定める控除項目の額 | 25 |
| 二 自己資本の額 | 25 |
| 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 | |
| イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。))及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額 | 25 |
| (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳 | 25 |
| (2) 証券化エクスポート | 25 |
| ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち信用協同組合等が使用する次に掲げる手法ごとの額 | 25 |
| (1) 基礎的手法 | 25 |
| ホ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第十一条の算式の分子の額に対する基本的項目の額の割合 | 25 |
| ヘ 自己資本比率告示第十一条の算式の分子の額に四パーセントを乗じた額 | 25 |

| 法定開示項目 | 掲載頁 |
|---|------|
| 三 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く。)に関する次に掲げる事項 | |
| イ 信用リスクに関するエクスポートの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。))及びエクスポートの主な種類別の内訳 | 26 |
| ロ 信用リスクに関するエクスポートの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポートの主な種類別の内訳 | 26 |
| (1) 地域別 | 省略 |
| (2) 業種別又は取引相手の別 | 26 |
| (3) 残存期間別 | 26 |
| ハ 三月以上延滞エクスポートの期末残高又はデフォルトしたエクスポートの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 | 26 |
| (1) 地域別 | 省略 |
| (2) 業種別又は取引相手の別 | 26 |
| ニ 一般貸引当金、個別貸引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸引当金及び個別貸引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。) | 26 |
| (1) 地域別 | 省略 |
| (2) 業種別又は取引相手の別 | 26 |
| ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 | 26 |
| ヘ 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体のパーセント未満である場合には、区分を要しない。))並びに自己資本比率告示第十五条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第一号及び第十号第一項において準用する場合に限る。))の規定により資本控除した額 | 26 |
| 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | |
| イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポート(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。))の額 | 27 |
| ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポート(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。))の額 | 該当なし |
| 五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手とのリスクに関する次に掲げる事項 | |
| イ 与信相当額の算出に用いる方式 | 該当なし |
| ロ グロス再買取りの額(等を今回ないものに限る。))の合計額 | 該当なし |
| ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。) | 該当なし |
| ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアローンの合計額からロに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポート方式を用いる場合に限る。) | 該当なし |
| ホ 担保の種類別の額 | 該当なし |
| ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | 該当なし |
| ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロダクションの購入又は提供の別に区分した額 | 該当なし |
| チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 | 該当なし |
| 六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項 | |
| イ 信用協同組合等がオリジネーターである証券化エクスポートに関する次に掲げる事項 | |
| (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 | 27 |
| (2) 原資産を構成するエクスポートのうち、三月以上延滞エクスポートの額又はデフォルトしたエクスポートの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳 | 該当なし |
| (3) 保有する証券化エクスポートの種類及び主な原資産の種類別の内訳 | 27 |
| (4) 保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 | 27 |
| (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 | 該当なし |
| (6) 自己資本比率告示第二十二條の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートの種類及び、主な原資産の種類別の内訳 | 27 |
| (7) 早期償還条項付の証券化エクスポートについて、次に掲げる事項(主な原資産の種類別内訳を含む。)) | 該当なし |
| (8) 当期に証券化したエクスポートの概要 | 27 |
| (9) 証券化取引に伴い当期中に譲渡した売却損益の額及び主な原資産の種類別内訳 | 該当なし |
| (10) 自己資本比率告示第十四条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 | 該当なし |
| 七 出資等又は株式等エクスポートに関する次に掲げる事項 | |
| イ 貸借対照表上、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表上額 | 27 |
| (1) 上場している出資等又は株式等エクスポート(以下「上場株式等エクスポート」という。)) | 27 |
| (2) 上場株式等エクスポートに該当しない出資等又は株式等エクスポート | 27 |
| ロ 出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額 | 27 |
| ハ 貸借対照表又は時価計算で認識された評価損益の額 | 該当なし |
| 九 金利対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 | 27 |
| ホ 次に掲げるものに係る取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | 27 |
| (1) 有価証券 | 30 |
| (2) 金銭の債権 | 該当なし |
| (3) 第四十一条第一項第五号に掲げる取引 | 該当なし |
| ヘ 貸引当金の期末残高及び期中の増減額 | 37 |
| ト 貸出金償却の額 | 37 |
| チ 信用協同組合等が第五条の八第三項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書について会計監査人の監査を受けたことはその旨 | 8 |

本表は、①標準的手法採用、②信用リスク削減手法は簡便手法採用、③オペレーショナル・リスクは基礎的手法採用、④証券化エクスポートはオリジネーターとしての場合を想定しています。

金融再生法7条の規定による資産の査定公表

| | |
|--|----|
| 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 | 36 |
| (1) 破産更生債権及びこれに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 要管理債権 (4) 正常債権 | |

| 任意開示項目 | 掲載頁 |
|--|-------|
| 一 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項 | |
| 1. 事業方針 | 4 |
| 2. 組織設置状況 | 40 |
| 3. 地先 | 4 |
| 4. 組合員数 | 28 |
| 5. 総代・総代金(総代強化) | 4 |
| 6. 子会社等状況 | 該当なし |
| 三 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項 | |
| 1. 業務純益等 | 22 |
| 2. 役務取引の状況 | 29 |
| 3. その他業務収益の内訳 | 29 |
| 4. 経費の内訳 | 30 |
| 5. 預金科目別残高、貸出金比率、預金別預金残高 | 32 |
| 6. 財政貯蓄残高 | 37 |
| 7. 職員一人当り預金残高 | 31 |
| 8. 一店当り預金残高 | 31 |
| 9. 員外貸出比率 | 31 |
| 10. 消費者ローン、住宅ローン残高 | 38 |
| 11. 債権回収残高の内訳 | 38 |
| 12. 職員一人当り貸出残高 | 31 |
| 13. 一店当り貸出残高 | 31 |
| 五 信用協同組合等の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 | |
| 1. 外貨資産残高 | 該当なし |
| 2. オープン取引の状況 | 該当なし |
| 3. 先物取引の暗債情報 | 該当なし |
| 4. オプション取引の暗債情報 | 該当なし |
| その他の業務-その他 | |
| 1. 内国債積戻実績 | 38 |
| 2. 外国債積戻実績(取次) | 38 |
| 3. 公共債積戻実績 | 38 |
| 4. 公共債引受実績 | 38 |
| 5. 手数料一覧 | 16 |
| 6. トピックス | 10~13 |
| 7. 当組合の考え方(1) 経営理念(2) 地域密着型金融推進計画の進捗状況 | 4-9 |
| 8. 沿革一歩か | 17 |
| 9. 地域貢献活動 | 10~12 |
| 10. 財務諸表の適正性、内部監査の有効性の確認 | 8 |
| 11. 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)の要請事項に係る開示 | 別紙添付 |

お気軽にご相談ください

「お客様相談室」を設置してお客様からのご相談や苦情などに
お応えできるよう態勢整備に努めております

大信は、お取引の店舗窓口でご相談等をお受けするほか、本部にお客様とのホットラインの役目を担う「お客様相談室」（フリーダイヤル0120-402-003）を設置してお客様からのご相談や苦情などに対応できる態勢を整え、安心してお取引いただけるようお客様との信頼関係強化に努めております。

